

被災者支援に関する 各種制度の概要

(令和7年8月大雨関連)

※本内容は、令和7年10月2日時点のもので、今後も随時更新を予定しています。

※前回からの変更項目は、目次をご覧ください。

八代市

目次

被災者対応

災害総合相談窓口・申請窓口	1
災害ごみの受入れ.....	2
消毒液の配布	3
公衆浴場の無料入浴支援	4
災害ボランティアの派遣依頼【更新】	5
災害サポート・レンタカーの提供	6

公的書類の発行等

り災証明書の発行	7
マイナンバーカード等の再交付手数料の免除.....	8
住民票等の交付手数料の免除	9
税証明書の手数料の免除	10

経済・生活面の支援

災害見舞金の支給	11
児童手当の特例措置	12
児童扶養手当の特例措置	13
被災者生活再建支援制度	14
災害援護資金の貸付	16

税金・保険料等の減免措置等

個人住民税(市県民税)の減免【更新】	17
固定資産税の減免【更新】	19
国民健康保険税の減免【更新】	21
介護保険料の減免【更新】	22
介護サービス利用料の減免【更新】	23
後期高齢者医療保険料の減免【更新】	24
国民年金保険料の免除	25
自動車税種別割の減免	26
(軽)自動車税環境性能割の免除	27

公共料金の減免措置等

水道料金・簡易水道使用料の減免	28
下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・公共浄化槽使用料の減免	29
下水道受益者負担金(分担金)の徴収猶予	30
ケーブルテレビ利用料の免除	31
NHK受信料の免除	32

住まいの確保

賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)	33
住宅の応急修理.....	34
令和7年8月大雨畳替助成事業.....	35
浸水住宅修理等に係る相談窓口	36
合併処理浄化槽の補助.....	37

事業経営・農林漁業への支援

八代市中小企業信用保証料補給事業(災害対応分)	38
日本政策金融公庫による「災害復旧貸付」.....	39
中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」	40
緊急時短期資金保証制度	41
金融円滑化特別資金(令和7年8月大雨枠)	42
金融円滑化特別資金(セーフティネット保証対応枠(令和7年8月大雨分))	43
八代市中小企業等利子補給補助金	44
農地利用効率化等支援交付金	45
令和7年8月大雨対応産地緊急支援事業.....	46
い草等廃棄物処分事業(8月大雨).....	47

被災者対応

制度の名称	災害総合相談窓口・申請窓口
支援の種類	サービス等
制度の内容	<p>被災に関する各種相談、問い合わせ等を受付し、各種被災者支援制度のご紹介や関係する窓口への案内、申請手続きなどをワンストップで行います。</p> <p>◆直接窓口に来られる場合◆ 開設場所・時間 八代市役所本庁舎2階 会議室F となり 住所：八代市松江城町1-25 開設時間：平日（月～金） 9：00～17：00</p> <p>◆電話で相談される場合◆ 災害相談窓口（本庁舎2階市民相談室） TEL：33-4452</p>
活用できる方	令和7年8月大雨で被災された方
注意事項	外国語（22言語）での相談も可能です。詳しくは国際課まで。
お問い合わせ先	災害相談窓口（本庁舎2階市民相談室） TEL：33-4452 外国語での相談（本庁舎3階国際課） TEL：33-6846

制度の名称	災害ごみの受入れ
支援の種類	サービス等
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により家庭で出た災害ごみは、仮置場で受入れを行っていましたが、9月30日（火）をもって終了しました。</p> <p>また、「エコエイトやつしろ」の災害ごみの受入れについても、搬入手数料の免除を9月30日（火）で終了しました。</p> <p>※り災証明書等をお持ちの方で、やむを得ない事情により9月までに仮置場及びエコエイトやつしろへの搬入ができなかった方は、当面の間、個別に対応しますので電話にてご相談ください。</p> <p><電話受付時間> 月曜日～金曜日（祝日除く） 8：30～17：00</p>
活用できる方	令和7年8月大雨で被災された方
注意事項	—
お問い合わせ先	<p>【エコエイトやつしろ】</p> <p>循環社会推進課 TEL：34-1997（仮置場に関すること）</p> <p>環境施設課 TEL：34-2001（搬入手数料の免除に関すること）</p>

制度の名称	消毒液の配布
支援の種類	物資の配布
制度の内容	<p>消毒薬が必要な方に無料で配布しています。</p> <p><配布方法> 以下の施設で、受付用紙に住所、氏名を記入し、お受け取りください。事前の予約は必要ありません。平日のみの配布となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境課（エコエイトやつしろ管理棟 1 階：八代市港町 299 番地） ・各支所地域振興課 ・旧八代市内の各コミュニティセンター <p><配布時間> 午前 8 時 30 分～午後 5 時</p> <p><配布物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒液（500 ml×1 本／世帯） ・使用方法を記載したチラシ
活用できる方	令和 7 年 8 月大雨により床下・床上浸水した家屋の所有者または居住者
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤の散布等は各自で行ってください。 ・消毒液は、約 100 倍に薄めてお使いください。 ・薬剤が皮膚や目に入ったときは大量の水と石けんでよく洗い流してください。
お問い合わせ先	環境課（エコエイトやつしろ） TEL：33-4114

制度の名称	公衆浴場の無料入浴支援																																																																																																
支援の種類	サービス等																																																																																																
制度の内容	<p>被災され入浴が困難な方は、公衆浴場を無料で利用できます。</p> <p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所で生活をされている方 ・自宅の入浴施設が被災するなどして入浴ができない方 <p><内容></p> <p>入浴料金が無料です。※石鹸やシャンプー等は自己負担になります。</p> <p><実施期間></p> <p>当分の間、実施します。終了時期は別途お知らせします。</p> <p><実施施設（協力施設）></p> <table border="1" data-bbox="392 792 1422 1621"> <thead> <tr> <th colspan="5">無料入浴サービス提供協力公衆浴場一覧</th> <th>令和7年8月25日現在</th> </tr> <tr> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>住所</th> <th>電話</th> <th>利用時間 (受付は閉館時間の30分から1時間前 までとなりますのでご注意ください)</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>つる乃湯</td> <td>八代市川田町西479</td> <td>39-1000</td> <td>6時30分～22時</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>Tabistホテル潮青閣</td> <td>八代市日奈久中西町485</td> <td>38-3300</td> <td>12時～22時</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>金波楼</td> <td>八代市日奈久上西町336-3</td> <td>38-0611</td> <td>平日15時30分～21時 土日祝12時～21時</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>あたらし屋旅館</td> <td>八代市日奈久中町283</td> <td>38-0213</td> <td>10時～15時</td> <td>不定休 (事前問い合わせ)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>不知火ホテル</td> <td>八代市日奈久中西町新4</td> <td>38-0414</td> <td>平日16時～19時30分 土日祝10時～19時</td> <td>不定休 (事前問い合わせ)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>松の湯</td> <td>八代市日奈久中西町380</td> <td>38-0573</td> <td>8時30分～20時30分</td> <td>第1・2・4・5火曜日</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>旅館幸ヶ丘</td> <td>八代市日奈久上西町394</td> <td>38-3016</td> <td>10時～19時</td> <td>火曜日</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>武士屋旅館</td> <td>八代市日奈久上西町360</td> <td>38-0207</td> <td>9時～20時</td> <td>不定休 (事前問い合わせ)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>日奈久温泉センター ばんべい湯</td> <td>八代市日奈久中町316</td> <td>38-0617</td> <td>10時～22時</td> <td>第3火曜日(祝日なら翌日)</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>東湯</td> <td>八代市日奈久浜町232</td> <td>38-0617</td> <td>6時～22時</td> <td>第2木曜日</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>八代市千丁 健康温泉センター</td> <td>八代市千丁町新牟田1433</td> <td>46-2611</td> <td>10時～21時</td> <td>月曜日(祝日なら翌日)</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>さかもと温泉センター クレオン</td> <td>八代市坂本町川嶽1091</td> <td>45-8814</td> <td>10時～20時</td> <td>木曜日(祝日は営業)</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>坂本憩いの家</td> <td>八代市坂本町鶴喰893</td> <td>45-8820</td> <td>12時～20時</td> <td>火曜日</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>東陽交流センター せせらぎ</td> <td>八代市東陽町南1051-1</td> <td>65-2112</td> <td>10時～20時</td> <td>水曜日(祝日なら翌日)</td> </tr> </tbody> </table> <p><利用方法></p> <p>利用施設の受付にて、お申込みください。無料入浴証明書を発行します。</p>	無料入浴サービス提供協力公衆浴場一覧					令和7年8月25日現在	No.	施設名	住所	電話	利用時間 (受付は閉館時間の30分から1時間前 までとなりますのでご注意ください)	休館日	1	つる乃湯	八代市川田町西479	39-1000	6時30分～22時	なし	2	Tabistホテル潮青閣	八代市日奈久中西町485	38-3300	12時～22時	なし	3	金波楼	八代市日奈久上西町336-3	38-0611	平日15時30分～21時 土日祝12時～21時	なし	4	あたらし屋旅館	八代市日奈久中町283	38-0213	10時～15時	不定休 (事前問い合わせ)	5	不知火ホテル	八代市日奈久中西町新4	38-0414	平日16時～19時30分 土日祝10時～19時	不定休 (事前問い合わせ)	6	松の湯	八代市日奈久中西町380	38-0573	8時30分～20時30分	第1・2・4・5火曜日	7	旅館幸ヶ丘	八代市日奈久上西町394	38-3016	10時～19時	火曜日	8	武士屋旅館	八代市日奈久上西町360	38-0207	9時～20時	不定休 (事前問い合わせ)	9	日奈久温泉センター ばんべい湯	八代市日奈久中町316	38-0617	10時～22時	第3火曜日(祝日なら翌日)	10	東湯	八代市日奈久浜町232	38-0617	6時～22時	第2木曜日	11	八代市千丁 健康温泉センター	八代市千丁町新牟田1433	46-2611	10時～21時	月曜日(祝日なら翌日)	12	さかもと温泉センター クレオン	八代市坂本町川嶽1091	45-8814	10時～20時	木曜日(祝日は営業)	13	坂本憩いの家	八代市坂本町鶴喰893	45-8820	12時～20時	火曜日	14	東陽交流センター せせらぎ	八代市東陽町南1051-1	65-2112	10時～20時	水曜日(祝日なら翌日)
無料入浴サービス提供協力公衆浴場一覧					令和7年8月25日現在																																																																																												
No.	施設名	住所	電話	利用時間 (受付は閉館時間の30分から1時間前 までとなりますのでご注意ください)	休館日																																																																																												
1	つる乃湯	八代市川田町西479	39-1000	6時30分～22時	なし																																																																																												
2	Tabistホテル潮青閣	八代市日奈久中西町485	38-3300	12時～22時	なし																																																																																												
3	金波楼	八代市日奈久上西町336-3	38-0611	平日15時30分～21時 土日祝12時～21時	なし																																																																																												
4	あたらし屋旅館	八代市日奈久中町283	38-0213	10時～15時	不定休 (事前問い合わせ)																																																																																												
5	不知火ホテル	八代市日奈久中西町新4	38-0414	平日16時～19時30分 土日祝10時～19時	不定休 (事前問い合わせ)																																																																																												
6	松の湯	八代市日奈久中西町380	38-0573	8時30分～20時30分	第1・2・4・5火曜日																																																																																												
7	旅館幸ヶ丘	八代市日奈久上西町394	38-3016	10時～19時	火曜日																																																																																												
8	武士屋旅館	八代市日奈久上西町360	38-0207	9時～20時	不定休 (事前問い合わせ)																																																																																												
9	日奈久温泉センター ばんべい湯	八代市日奈久中町316	38-0617	10時～22時	第3火曜日(祝日なら翌日)																																																																																												
10	東湯	八代市日奈久浜町232	38-0617	6時～22時	第2木曜日																																																																																												
11	八代市千丁 健康温泉センター	八代市千丁町新牟田1433	46-2611	10時～21時	月曜日(祝日なら翌日)																																																																																												
12	さかもと温泉センター クレオン	八代市坂本町川嶽1091	45-8814	10時～20時	木曜日(祝日は営業)																																																																																												
13	坂本憩いの家	八代市坂本町鶴喰893	45-8820	12時～20時	火曜日																																																																																												
14	東陽交流センター せせらぎ	八代市東陽町南1051-1	65-2112	10時～20時	水曜日(祝日なら翌日)																																																																																												
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所で生活をされている方 ・自宅の入浴施設が被災するなどして入浴ができない方 																																																																																																
注意事項	—																																																																																																
お問い合わせ先	<p>健康福祉政策課（本庁舎2階） TEL：33-4003</p> <p>営業時間など利用については、各施設へお問合せください</p>																																																																																																

制度の名称	災害ボランティアの派遣依頼【更新】
支援の種類	災害ボランティア（八代市社会福祉協議会）
制度の内容	<p>被災された方々の支援のため、ボランティアのご協力により、順次、家屋の片づけ・清掃などの支援活動を行っていきます。</p> <p>災害ボランティアセンターを設置し、8月20日（水）からボランティア活動を開始しています。</p> <p>八代市災害ボランティアセンター 場所：鏡支所・東側駐車場（八代市鏡町内田 453-1）</p> <p style="text-align: center;">災害ボランティアセンターホームページ → </p> <p>＜災害ボランティア派遣を希望される方＞</p> <p>○支援内容：家屋内外の片づけ、清掃、家具等の運搬補助等</p> <p>※専門的な技術を要することや危険を伴う活動などの要望にお応えできない場合があることをご了承ください。</p> <p>派遣のご依頼は、下記までご連絡いただき、お申込みください。</p> <p>受付時間：午前9時～午後4時</p> <p>受付電話：080-5706-3112 または 090-9648-7651</p>
活用できる方	被災されボランティアによる住居のあと片付けや汚泥の除去などをご希望される方
注意事項	10月からボランティアの活動日を「金曜日・土曜日」に集約
お問い合わせ先	<p>八代市災害ボランティアセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア派遣を希望される方 Tel：080-5706-3112 または 090-9648-7651 ・八代市社会福祉協議会 Tel：62-8228

制度の名称	災害サポート・レンタカーの提供
支援の種類	サービス等
制度の内容	<p>「災害サポート・レンタカー」とは、令和7年8月大雨により被災された方や支援活動を行う団体を対象に、(一社)日本カーシェアリング協会が実施する、車の無償貸出支援です。</p> <p>9月4日から、本市にもサテライト拠点を設置し、短期貸出に限定した支援を実施しています。</p> <p>【実施期間】 令和7年9月4日から令和7年12月25日まで(無料貸出し)</p> <p>【貸出車両】 軽トラック(2台)、普通トラック(1台)、軽乗用車(2台)、普通乗用車(2台) ※計7台</p> <p>【貸出期間】 最長3日間(実施期間中であれば何度でも利用可)</p> <p>【貸出条件】 (1) 運転免許証の提示(運転者全員分。申込者以外はコピー・写真可) (2) 携帯電話の所有(お持ちでない場合は要相談) (3) 被災の証明(被災・り災証明(申請)書控、被災状況の分かる写真等)</p> <p>【貸出・鍵受渡窓口】 八代市役所本庁舎 3階 危機管理課 (受付時間)9:00~16:00 ※平日のみ</p> <p>【お申込み先】 (一社)日本カーシェアリング協会 Tel: 050-5799-4740 (9:30 ~ 16:00) ※水曜休み 申込 QR コード 予約申込フォーム: https://www.japan-csa.org/blog/202508disaster2 ※<u>危機管理課ではお申込みできません</u>のでご注意ください。 ※その他、制度の詳細については、こちらからご確認ください。 https://www.japan-csa.org/blog/archives/10220</p> 
活用できる方	令和7年8月大雨で被災された方
注意事項	<u>長期貸出(14日間)</u> は熊本市内の拠点でのみ実施されています。希望される場合は別途お申し込みください。
お問い合わせ先	日本カーシェアリング協会 Tel: 050-5799-4740 (9:30 ~ 16:00) ※水曜 休み

公的書類の発行等

制度の名称	り災証明書の発行
支援の種類	証明書
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により住家に被害を受けた場合、各種被災者支援策の手続きのために、災害対策基本法に基づき家屋の被害程度を記載した「り災証明書」を発行しています。なお、八代市では、住家以外の家屋や家財などで「被害の程度」が必要でないものについても「被災証明書」として発行しています。</p> <p><申請場所> 市民税課（本庁舎2階）、各支所地域振興課、日奈久出張所</p> <p>※オンライン申請もできます。 オンライン申請はこちらのQRコードから → </p> <p><申請時間> 8時30分～17時15分</p> <p><申請に必要なもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明願 ※市ホームページから取得できます。 ・り災証明申請書 ・被害状況が確認できる写真 ※住家で床上浸水の場合と、住家の床下浸水で自己判定方式を希望されない場合は不要です。 ※被災証明（車・動産等の被災分）・り災証明（住家の床下浸水等）は必須です。 ※現像は必須ではありません。スマートフォン等の画像データのままご持参ください。
活用できる方	令和7年8月大雨により住家に被害を受けた方
注意事項	窓口申請は代理人でもできますが、免許証などで窓口に来られた人の本人確認をします。
お問い合わせ先	市民税課（本庁舎2階） TEL：33-4107

制度の名称	マイナンバーカード等の再交付手数料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	<p>豪雨災害の影響によりマイナンバーカードを紛失等した場合は、無料でカードの再交付の申請を行うことができます。</p> <p>【申請場所】 市民課（本庁舎1階）、各支所地域振興課、日奈久出張所</p> <p>【対象のお手続き】 マイナンバーカード及び電子証明書の再交付手続き</p>
活用できる方	令和7年8月10日以前に、マイナンバーカードを受け取られている方で、り災証明書又は被災証明書の交付を受けられた方
注意事項	—
お問い合わせ先	市民課（本庁舎1階） TEL：33-4110

制度の名称	住民票等の交付手数料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	<p>令和7年8月大雨災害により被害を受けられた方を対象に、次のとおり証明書等の交付手数料を免除します。</p> <p>【対象となるお手続き】</p> <p>(1)印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付 (2)印鑑登録証明書の交付 (3)住民票の写しの交付</p> <p>【申請場所】</p> <p>市民課（本庁舎1階）、各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所 ※龍峯出張所では、印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付手続きは行っておりません。</p> <p>【手続き方法】</p> <p>窓口で請求される際、以下の書類を提示してください。</p> <p>(1)り災証明書又は被災証明書 (2)本人確認ができるもの (3)大雨災害に関連する手続きとして、公的機関等に提出することが確認できる書類</p>
活用できる方	<p>(1) 令和7年8月10日以前に印鑑登録証（証明書交付カードを含む。）の交付を受けられた方で、大雨災害により紛失等をされた方 (2) 大雨災害に関連し、公的機関（国又は地方公共団体）への手続き、損害保険の請求等に証明書を使用される方</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付では、登録する印鑑をお持ちください。また、再交付には数日要する場合があります。 ・ 代理人が来られる場合は、委任状が必要となります。 ・ コンビニ交付サービスでは、交付手数料は免除されません。
お問い合わせ先	市民課（本庁舎1階） TEL：33-4110

制度の名称	税証明書の手数料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	<p>り災証明書の交付を受けられた方で、災害に関連し、公的機関（国または地方公共団体）の手続きに使用される場合には、以下の証明書の交付手数料を免除します。</p> <p>【対象となる税証明書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得課税証明書 ・資産証明書 ・納税証明書 <p>【証明書の交付窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書発行窓口（本庁舎1階） ・市民税課（本庁舎2階） ・各支所地域振興課 ・日奈久出張所
用できる方	り災証明書の交付を受けられた方
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料の免除申請には、り災証明書と公的機関に提出することがわかる書類の提示が必要です。 ・資産証明書については本人以外の方、所得課税証明書・納税証明書については、同一世帯以外の方が来所される場合は、委任状が必要になります。 ・コンビニ交付サービスでは、交付手数料は免除されません。
お問い合わせ先	市民税課（本庁舎2階） TEL：33-4107

経済・生活面の支援

制度の名称	災害見舞金の支給
支援の種類	給付
制度の内容	<p>住家が床上浸水などの準半壊以上の被害を受けた世帯に対し、災害見舞金を支給します。</p> <p><対象者></p> <p>①住家の被害を受け、床上浸水など準半壊以上の「り災証明」を受けた世帯主</p> <p>②住家の被害を受け、全壊の「り災証明」を受けた世帯主</p> <p><支給></p> <p>①住家の床上浸水など準半壊以上 3万円</p> <p>②住家の全壊 10万円</p> <p><対象の方へのご案内></p> <p>申請については、り災証明書発送時に該当される世帯にご案内します。</p>
活用できる方	住家に被害を受けた世帯で、上記の対象に該当される方
注意事項	—
お問い合わせ先	健康福祉政策課（本庁舎2階） TEL：33-4003

制度の名称	児童手当の特例措置
支援の種類	給付
制度の内容	<p>○被災により、認定請求等の届出が遅れた場合 児童手当の認定請求等については、事実の発生した日(例えば出生の場合は出生日)の翌日より15日以内に手続きすることで、事実の発生した日の翌月分から支給されます。</p> <p>被災された場合などやむを得ない理由により、届出が遅れた場合は、遡って認定することが可能です。</p> <p>また、請求書等に添えなければならない書類を省略、またはこれに代わる他の書類を添えて提出することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要書類については、災害の程度によって個別に対応します。 ・り災証明書の提出が必要な場合があります。
活用できる方	出生や転入など児童手当の認定請求の届出をされる上記に該当する方
注意事項	—
お問い合わせ先	こども家庭支援課(本庁舎2階) Tel: 37-6800

制度の名称	児童扶養手当の特例措置
支援の種類	給付
制度の内容	<p>○被災により、認定請求等が遅れた場合 児童扶養手当は、原則として請求の翌月分からの支給開始になります。 自然災害（風水害等）などやむを得ない事情により届出が遅れた場合、当該事由が生じた日から14日以内に児童扶養手当被災状況書を提出することで、被害が発生した翌月から手当を支給します。</p> <p>○住宅・家財等が2分の1以上被災された場合 所得制限を一時的に解除し、全額支給になる特例措置が受けられる場合があります。</p> <p><対象者> 児童扶養手当が一部支給停止または、全部支給停止の方や、これから認定請求する方で、災害により住宅等の2分の1以上被災された方</p> <p>該当される場合は、こども家庭支援課までお申出ください。</p>
活用できる方	児童扶養手当受給者又はこれから認定請求される上記に該当する方
注意事項	—
お問い合わせ先	こども家庭支援課（本庁舎2階） TEL：37-6800

制度の名称	被災者生活再建支援制度																																									
支援の種類	給付																																									
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。</p> <p><支援金の支給額></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊 解体 長期避難</td> <td rowspan="3">100万円 (75万円)</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円 (150万円)</td> <td>300万円 (225万円)</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円 (75万円)</td> <td>200万円 (150万円)</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50万円 (37.5万円)</td> <td>150万円 (112.5万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊</td> <td rowspan="3">50万円 (37.5万円)</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円 (150万円)</td> <td>250万円 (187.5万円)</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円 (75万円)</td> <td>150万円 (112.5万円)</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50万円 (37.5万円)</td> <td>100万円 (75万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中規模半壊</td> <td rowspan="3">—</td> <td>建設・購入</td> <td>100万円 (75万円)</td> <td>100万円 (75万円)</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50万円 (37.5万円)</td> <td>50万円 (37.5万円)</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>25万円 (18.75万円)</td> <td>25万円 (18.75万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）は単身世帯の金額になります。</p> <p><申請書類> 基礎支援金：り災証明書、住民票（世帯全員・続柄記載）など 加算支援金：契約書（建設・購入、補修、賃借の契約書）など ※いずれも通帳の写し（口座がわかるもの）が必要になります。 ※その他、申請書等の必要書類は個別にご案内します。</p> <p><申請期間> 基礎支援金：災害発生日から13ヵ月以内 加算支援金：災害発生日から37ヵ月以内</p> <p>(次のページへ)</p>				区分	基礎支援金	加算支援金		合計	全壊 解体 長期避難	100万円 (75万円)	建設・購入	200万円 (150万円)	300万円 (225万円)	補修	100万円 (75万円)	200万円 (150万円)	賃借	50万円 (37.5万円)	150万円 (112.5万円)	大規模半壊	50万円 (37.5万円)	建設・購入	200万円 (150万円)	250万円 (187.5万円)	補修	100万円 (75万円)	150万円 (112.5万円)	賃借	50万円 (37.5万円)	100万円 (75万円)	中規模半壊	—	建設・購入	100万円 (75万円)	100万円 (75万円)	補修	50万円 (37.5万円)	50万円 (37.5万円)	賃借	25万円 (18.75万円)	25万円 (18.75万円)
	区分	基礎支援金	加算支援金		合計																																					
	全壊 解体 長期避難	100万円 (75万円)	建設・購入	200万円 (150万円)	300万円 (225万円)																																					
			補修	100万円 (75万円)	200万円 (150万円)																																					
			賃借	50万円 (37.5万円)	150万円 (112.5万円)																																					
	大規模半壊	50万円 (37.5万円)	建設・購入	200万円 (150万円)	250万円 (187.5万円)																																					
			補修	100万円 (75万円)	150万円 (112.5万円)																																					
			賃借	50万円 (37.5万円)	100万円 (75万円)																																					
	中規模半壊	—	建設・購入	100万円 (75万円)	100万円 (75万円)																																					
			補修	50万円 (37.5万円)	50万円 (37.5万円)																																					
賃借			25万円 (18.75万円)	25万円 (18.75万円)																																						

活用できる方	<p>①居住する住宅が全壊した世帯（全壊世帯）</p> <p>②居住する住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること。住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること。その他これらに準ずるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は住宅が解体された世帯（半壊解体世帯、敷地被害解体世帯）</p> <p>③土石流等による被害が発生する危険な状況が継続すること。その他の事由により、居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）</p> <p>④居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）</p> <p>⑤居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・被災時に現に居住していた世帯が対象となります。 ・空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。 ・この支援金は、被災時の世帯に対して支給されるものです。
お問い合わせ先	生活援護課（本庁舎2階） TEL：33-8722

制度の名称	災害援護資金の貸付																									
支援の種類	貸付（融資）																									
制度の内容	<p>災害により、世帯主が負傷または住居や家財に大きな損害を受けた世帯に対し、生活の立て直しをするための資金の貸付を行います。</p> <p>< 1世帯あたりの貸付限度額 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>世帯主に負傷がない場合</th> <th>世帯主に1か月以上の療養が必要な負傷がある場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家財や住居に損害がない</td> <td>—</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>家財の1/3以上の損害</td> <td>150万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>住居の半壊・中規模半壊・大規模半壊</td> <td>170万円 (250万円) ※1</td> <td>270万円 (350万円) ※1</td> </tr> <tr> <td>住居の全壊</td> <td>250万円 (350万円) ※1</td> <td>350万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 被災した住居を立て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の特別の事情がある場合の限度額</p> <p>< 貸付条件 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利率</td> <td>年1% ※据置期間中は無利子 ※保証人を立てる場合は無利子</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>3年 （特別な事情がある場合は5年）</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td>10年（据置期間含む）</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>年賦・半年賦・月賦</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	世帯主に負傷がない場合	世帯主に1か月以上の療養が必要な負傷がある場合	家財や住居に損害がない	—	150万円	家財の1/3以上の損害	150万円	250万円	住居の半壊・中規模半壊・大規模半壊	170万円 (250万円) ※1	270万円 (350万円) ※1	住居の全壊	250万円 (350万円) ※1	350万円	条 件	内 容	利率	年1% ※据置期間中は無利子 ※保証人を立てる場合は無利子	据置期間	3年 （特別な事情がある場合は5年）	償還期限	10年（据置期間含む）	償還方法	年賦・半年賦・月賦
区 分	世帯主に負傷がない場合	世帯主に1か月以上の療養が必要な負傷がある場合																								
家財や住居に損害がない	—	150万円																								
家財の1/3以上の損害	150万円	250万円																								
住居の半壊・中規模半壊・大規模半壊	170万円 (250万円) ※1	270万円 (350万円) ※1																								
住居の全壊	250万円 (350万円) ※1	350万円																								
条 件	内 容																									
利率	年1% ※据置期間中は無利子 ※保証人を立てる場合は無利子																									
据置期間	3年 （特別な事情がある場合は5年）																									
償還期限	10年（据置期間含む）																									
償還方法	年賦・半年賦・月賦																									
活用できる方	<p>< 貸付対象者 > 次の（1）及び（2）の要件すべてに該当する世帯</p> <p>（1） 被害を受けた当時、八代市の住民基本台帳に記録のある世帯</p> <p>（2） 世帯人員ごとの市町村民税における前年の総所得金額が、下表の金額以下の世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市町村民税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※その世帯の住居が滅失した場合は世帯人員に関わらず1, 270万円</p>	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額													
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																									
1人	220万円																									
2人	430万円																									
3人	620万円																									
4人	730万円																									
5人	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																									
注意事項	< 申込期限 > 令和7年12月1日（月）																									
お問い合わせ先	健康福祉政策課（本庁舎2階） TEL：33-4003																									

税金・保険料等の減免措置等

制度の名称	個人住民税（市県民税）の減免【更新】																																																	
支援の種類	減免																																																	
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により被害を受け、下記の基準に該当される方は、令和7年度の個人住民税の減免措置を受けることができます。令和7年度の個人住民税が減免される割合は、以下のとおりです。</p> <p><制度内容></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事由</th> <th style="width: 50%;">減額・免除措置の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">死亡した場合</td> <td style="text-align: center;">全部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">障がい者となった場合</td> <td style="text-align: center;">10分の9</td> </tr> </tbody> </table> <p>（1）損壊した居住の住宅の被害の程度に基づく減免適用区分の特例</p> <p><減額・免除措置の割合></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 40%;">令和6年中の合計所得金額</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">損害の程度</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">全壊 のとき</th> <th style="width: 15%;">大規模半壊 のとき</th> <th style="width: 15%;">中規模半壊 のとき</th> <th style="width: 15%;">半壊 のとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td style="text-align: center;">全部</td> <td style="text-align: center;">4分の3</td> <td style="text-align: center;">2分の1</td> <td style="text-align: center;">2分の1</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td style="text-align: center;">2分の1</td> <td style="text-align: center;">8分の3</td> <td style="text-align: center;">4分の1</td> <td style="text-align: center;">4分の1</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">4分の1</td> <td style="text-align: center;">16分の3</td> <td style="text-align: center;">8分の1</td> <td style="text-align: center;">8分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）納税義務者の所有する住宅又は家財の損害の程度に基づく減免適用区分の特例</p> <p><減額・免除措置の割合></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 40%;">令和6年中の合計所得金額</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">損害の程度</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">10分の5以上</th> <th style="width: 20%;">10分の4以上 10分の5未満</th> <th style="width: 20%;">10分の2以上 10分の4未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td style="text-align: center;">全部</td> <td style="text-align: center;">4分の3</td> <td style="text-align: center;">2分の1</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td style="text-align: center;">2分の1</td> <td style="text-align: center;">8分の3</td> <td style="text-align: center;">4分の1</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">4分の1</td> <td style="text-align: center;">16分の3</td> <td style="text-align: center;">8分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p><対象となる税額></p> <p>【8月10日以降に納期を迎える個人市県民税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収…7月分（納期限：令和7年8月13日）以降の税額 ・普通徴収…第2期（納期限：令和7年9月1日）以降の税額 <p><申請受付></p> <p style="text-align: center;">令和7年9月19日（金）～ 令和8年3月31日（火）</p> <p style="text-align: center;">（次のページへ）</p>	事由	減額・免除措置の割合	死亡した場合	全部	障がい者となった場合	10分の9	令和6年中の合計所得金額	損害の程度				全壊 のとき	大規模半壊 のとき	中規模半壊 のとき	半壊 のとき	500万円以下	全部	4分の3	2分の1	2分の1	750万円以下	2分の1	8分の3	4分の1	4分の1	1,000万円以下	4分の1	16分の3	8分の1	8分の1	令和6年中の合計所得金額	損害の程度			10分の5以上	10分の4以上 10分の5未満	10分の2以上 10分の4未満	500万円以下	全部	4分の3	2分の1	750万円以下	2分の1	8分の3	4分の1	1,000万円以下	4分の1	16分の3	8分の1
事由	減額・免除措置の割合																																																	
死亡した場合	全部																																																	
障がい者となった場合	10分の9																																																	
令和6年中の合計所得金額	損害の程度																																																	
	全壊 のとき	大規模半壊 のとき	中規模半壊 のとき	半壊 のとき																																														
500万円以下	全部	4分の3	2分の1	2分の1																																														
750万円以下	2分の1	8分の3	4分の1	4分の1																																														
1,000万円以下	4分の1	16分の3	8分の1	8分の1																																														
令和6年中の合計所得金額	損害の程度																																																	
	10分の5以上	10分の4以上 10分の5未満	10分の2以上 10分の4未満																																															
500万円以下	全部	4分の3	2分の1																																															
750万円以下	2分の1	8分の3	4分の1																																															
1,000万円以下	4分の1	16分の3	8分の1																																															

	<p><申請に必要な書類></p> <p>【(1)、(2)共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ・り災証明書（写しでも可） <p><(2)を申請される方は上記書類に加え></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の新築価額（中古の場合、売買金額）がわかる書類 ・保険金、損害賠償金等による補てん金額がわかる書類 ・被害を受けた家財の明細書 ・家財の保険金、損害賠償金等による補てん金額がわかる書類 <p>※家財の範囲</p> <p>納税者（扶養親族を含む。）の日常生活に通常必要な家具、じゅう器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【家財の対象外となる動産】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書画、骨とう、娯楽品等で生活に必要な程度を超えるもの ・固定資産税において家屋の一部として評価している動産（給湯器、水道用ポンプ等） ・自家用車、バイク等の屋外で使用する動産 </div> <p><受付場所></p> <p>本庁舎2階 会議室F （エスカレーターあがって正面右） 各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所</p> <p><オンライン申請></p> <p>オンラインによる減免申請を受け付けます。次のURLを入力または二次元コードをスマートフォンで読み取って、オンライン申請サイトにアクセスしてください。※オンライン申請には、り災証明書を準備してください。</p> <p>URL：https://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/kintone/genmen/</p> 
活用できる方	令和7年8月大雨により、居住又は所有する住宅、もしくは家財に被害を受けた納税義務者
注意事項	—
お問い合わせ先	市民税課（本庁舎2階） Tel：33-4107

制度の名称	固定資産税の減免【更新】												
支援の種類	減免												
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により被災された方に対して、それぞれの資産区分の損害の程度に応じて、8月10日以降に納期限が到来する令和7年度の固定資産税の税額を減免します。</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資産区分</th> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">家屋</td> <td>全壊のとき</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊のとき</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊・半壊のとき</td> <td>10分の4</td> </tr> </tbody> </table>	資産区分	損害の程度	減免の割合	家屋	全壊のとき	全部	大規模半壊のとき	10分の6	中規模半壊・半壊のとき	10分の4		
	資産区分	損害の程度	減免の割合										
	家屋	全壊のとき	全部										
		大規模半壊のとき	10分の6										
		中規模半壊・半壊のとき	10分の4										
	<p><u>家屋の損害において必要な申請書類</u></p> <p>(1) 住家の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ・り災証明書（コピー可） <p>(2) 住家以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ・被害状況が分かる写真 ・家屋本体の修理に要する見積書 又は 領収書 												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資産区分</th> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">土地</td> <td>当該土地の面積の8/10以上</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>当該土地の面積の6/10以上8/10未満</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>当該土地の面積の4/10以上6/10未満</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>当該土地の面積の2/10以上4/10未満</td> <td>10分の4</td> </tr> </tbody> </table>	資産区分	損害の程度	減免の割合	土地	当該土地の面積の8/10以上	全部	当該土地の面積の6/10以上8/10未満	10分の8	当該土地の面積の4/10以上6/10未満	10分の6	当該土地の面積の2/10以上4/10未満	10分の4
	資産区分	損害の程度	減免の割合										
	土地	当該土地の面積の8/10以上	全部										
当該土地の面積の6/10以上8/10未満		10分の8											
当該土地の面積の4/10以上6/10未満		10分の6											
当該土地の面積の2/10以上4/10未満		10分の4											
<p>※地盤が崩壊した土地や岩石等が大量に流入した土地が対象となります。</p> <p><u>土地の損害において必要な申請書類</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ・被害状況がわかる写真 													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資産区分</th> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">償却資産</td> <td>全壊、流失、埋没等による除却</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>6/10以上</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>4/10以上6/10未満</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>2/10以上4/10未満</td> <td>10分の4</td> </tr> </tbody> </table>	資産区分	損害の程度	減免の割合	償却資産	全壊、流失、埋没等による除却	全部	6/10以上	10分の8	4/10以上6/10未満	10分の6	2/10以上4/10未満	10分の4	
資産区分	損害の程度	減免の割合											
償却資産	全壊、流失、埋没等による除却	全部											
	6/10以上	10分の8											
	4/10以上6/10未満	10分の6											
	2/10以上4/10未満	10分の4											
<p><u>償却資産の損害において必要な申請書類</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ・被害状況が分かる写真 ・償却資産の修理に要する見積書 又は 領収書 ・償却資産申告書の控え <p>(次ページへ続く)</p>													

	<p><対象となる税額> 【8月10日以降に納期を迎える令和7年度分の固定資産税】 ・第3期（納期限：令和7年12月1日）以降の税額</p> <p><申請受付> 令和7年9月19日（金）～ 令和8年3月31日（火）</p> <p><受付場所> 本庁舎2階 会議室F（エスカレーターあがって正面右） 各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所</p> <p><オンライン申請> ※住家の場合に限りです。 オンラインによる減免申請を受け付けます。次のURLを入力または二次元コードをスマートフォンで読み取って、オンライン申請サイトにアクセスしてください。※オンライン申請には、り災証明書を準備してください。</p> <p>URL：https://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/kintone/genmen/</p>  <p>●非住家および償却資産についてのオンライン申請は準備中です。準備が出来次第お知らせします。</p>
活用できる方	令和7年8月大雨により所有する固定資産に被害を受けた納税義務者
注意事項	—
お問い合わせ先	資産税課（本庁舎2階） TEL：33-4108

	国民健康保険税の減免【更新】																													
支援の種類	減免																													
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により被害を受け、下記の基準に該当される八代市国民健康保険の加入世帯は、8月10日以降に納期限が到来する令和7年度の国民健康保険税の減免措置を受けることができます。令和7年度の国民健康保険税が減免される割合は、以下のとおりです。</p> <p><減免の基準・内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の程度</th> <th colspan="4">減額・免除措置の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡した場合</td> <td colspan="4">全部</td> </tr> <tr> <td>障がい者となった場合</td> <td colspan="4">10分の9</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>全壊のとき</th> <th>大規模半壊のとき</th> <th>中規模半壊のとき</th> <th>半壊のとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減免の割合</td> <td>全部</td> <td>2分の1</td> <td>2分の1</td> <td>2分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※損害の程度・・・り災証明書の被害程度により判定</p> <p><対象> 【8月10日以降に納期を迎える国民健康保険税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収…8月分（3期）～令和8年2月分（6期） ・普通徴収…8月分（5期）～令和8年3月分（12期） <p><申請に必要な書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ・り災証明書（写しでも可） <p><申請受付> 令和7年9月19日（金）～ 令和8年3月31日（火）</p> <p><受付場所> 本庁舎2階 会議室F（エスカレーターあがって正面右） 各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所</p> <p><オンライン申請> オンラインによる減免申請を受け付けます。次のURLを入力または二次元コードをスマートフォンで読み取って、オンライン申請サイトにアクセスしてください。※オンライン申請には、り災証明書を準備してください。 URL：https://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/kintone/genmen/</p>					被害の程度	減額・免除措置の割合				死亡した場合	全部				障がい者となった場合	10分の9				損害の程度	全壊のとき	大規模半壊のとき	中規模半壊のとき	半壊のとき	減免の割合	全部	2分の1	2分の1	2分の1
	被害の程度	減額・免除措置の割合																												
	死亡した場合	全部																												
	障がい者となった場合	10分の9																												
	損害の程度	全壊のとき	大規模半壊のとき	中規模半壊のとき	半壊のとき																									
	減免の割合	全部	2分の1	2分の1	2分の1																									
	活用できる方	令和7年8月大雨により、居住する住宅又は家財に被害を受けた八代市国民健康保険加入世帯																												
	注意事項	—																												
	お問い合わせ先	国保ねんきん課（本庁舎1階） TEL：33-4113																												



制度の名称	介護保険料の減免【更新】																								
支援の種類	減免																								
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により被害を受け、下記の基準に該当される八代市介護保険の加入者は、8月10日以降に納期限が到来する令和7年度の介護保険料の減免措置を受けることができます。令和7年度の介護保険料が減免される割合は、以下のとおりです。</p> <p><減免の基準・内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の程度</th> <th colspan="4">減額・免除措置の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡した場合</td> <td colspan="4">全部</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>全壊のとき</th> <th>大規模半壊のとき</th> <th>中規模半壊のとき</th> <th>半壊のとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減免の割合</td> <td>全部</td> <td>2分の1</td> <td>2分の1</td> <td>2分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※損害の程度・・・り災証明書の被害程度により判定</p> <p><対象> 【8月10日以降に納期を迎える介護保険料】 ・特別徴収…8月分（3期）～令和8年2月分（6期） ・普通徴収…8月分（5期）～令和8年3月分（12期）</p> <p><申請に必要な書類> ・減免申請書 ・り災証明書（写しでも可）</p> <p><申請受付> 令和7年9月19日（金）～ 令和8年3月31日（火）</p> <p><受付場所> 本庁舎2階 会議室F（エスカレーターあがって正面右） 各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所</p> <p><オンライン申請> オンラインによる減免申請を受け付けます。次のURLを入力または二次元コードをスマートフォンで読み取って、オンライン申請サイトにアクセスしてください。※オンライン申請には、り災証明書を準備してください。 URL：https://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/kintone/genmen/</p>					被害の程度	減額・免除措置の割合				死亡した場合	全部				損害の程度	全壊のとき	大規模半壊のとき	中規模半壊のとき	半壊のとき	減免の割合	全部	2分の1	2分の1	2分の1
	被害の程度	減額・免除措置の割合																							
	死亡した場合	全部																							
	損害の程度	全壊のとき	大規模半壊のとき	中規模半壊のとき	半壊のとき																				
	減免の割合	全部	2分の1	2分の1	2分の1																				
	活用できる方	令和7年8月大雨により、居住する住宅又は家財に被害を受けた65歳以上の介護保険被保険者																							
注意事項	—																								
お問い合わせ先	介護保険課（本庁舎1階） TEL：32-1175																								



制度の名称	介護サービス利用料の減免【更新】												
支援の種類	減免												
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により被害を受け、下記の基準に該当される八代市介護保険の要支援・要介護認定者は、8月10日以降に利用された介護保険サービスに係る利用料の減免措置を受けることができます。令和7年度の介護保険サービス利用料が減免される割合は、以下のとおりです。</p> <p><減免の基準・内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">令和6年中の 合計所得金額</th> <th colspan="2">軽減又は免除の割合</th> </tr> <tr> <th>全壊のとき</th> <th>半壊、中規模半壊、 大規模半壊のとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>120万円未満</td> <td>100分の100</td> <td>100分の97</td> </tr> <tr> <td>120万円以上</td> <td>100分の97</td> <td>100分の95</td> </tr> </tbody> </table> <p>※損害の程度・・・り災証明書の被害程度により判定</p> <p><申請に必要な書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ・り災証明書（写しでも可） <p><申請受付></p> <p>令和7年9月19日（金）～ 令和8年3月31日（火）</p> <p><受付場所></p> <p>本庁舎2階 会議室F（エスカレーターあがって正面右） 各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所</p> <p><オンライン申請></p> <p>オンラインによる減免申請を受け付けます。次のURLを入力または二次元コードをスマートフォンで読み取って、オンライン申請サイトにアクセスしてください。※オンライン申請には、り災証明書を準備してください。</p> <p>URL：https://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/kintone/genmen/</p>		令和6年中の 合計所得金額	軽減又は免除の割合		全壊のとき	半壊、中規模半壊、 大規模半壊のとき	120万円未満	100分の100	100分の97	120万円以上	100分の97	100分の95
	令和6年中の 合計所得金額	軽減又は免除の割合											
全壊のとき		半壊、中規模半壊、 大規模半壊のとき											
120万円未満	100分の100	100分の97											
120万円以上	100分の97	100分の95											
活用できる方	令和7年8月大雨により、居住する住宅又は家財に被害を受けた介護保険サービス利用者												
注意事項	—												
お問い合わせ先	介護保険課（本庁舎1階） TEL：33-4145												



制度の名称	後期高齢者医療保険料の減免【更新】																		
支援の種類	減免																		
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により被害を受け、下記の基準に該当される後期高齢者医療制度の被保険者は、令和7年8月分から令和8年7月分までの1年（12か月）分の後期高齢者医療保険料の減免措置を受けることができます。保険料が減免される割合は、以下のとおりです。</p> <p><減免の基準・内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">令和6年中の 総所得金額</th> <th colspan="2">被害区分・損害の程度</th> </tr> <tr> <th>全壊（流出を含む）・全焼</th> <th>大規模半壊・中規模半壊・半壊・床上浸水（準半壊を含む）・半焼</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>10分の5以上</td> <td>10分の3以上 10分の5未満</td> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全部</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>2分の1</td> <td>4分の1</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>4分の1</td> <td>8分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※損害の程度・・・り災証明書の被害程度、住宅、家財又はその他の財産の損害額により判定</p> <p><申請書類> 減免申請書、資産価値の分かるもの、り災証明書（コピー可）、損害補填額の分かるもの（コピー可）又は申立書（損害補填額がない場合）、確定申告書又は前年中の所得がわかる書類（コピー可）</p> <p><申請受付> 令和7年9月19日（金）～ 令和8年8月10日（月）</p> <p><受付場所> 本庁舎2階 会議室F（エスカレーターあがって正面右） 各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所</p>  <p><オンライン申請> オンラインによる減免申請を受け付けます。次のURLを入力または二次元コードをスマートフォンで読み取って、オンライン申請サイトにアクセスしてください。※オンライン申請には、り災証明書を準備してください。 URL：https://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/kintone/genmen/</p>		令和6年中の 総所得金額	被害区分・損害の程度		全壊（流出を含む）・全焼	大規模半壊・中規模半壊・半壊・床上浸水（準半壊を含む）・半焼		10分の5以上	10分の3以上 10分の5未満	500万円以下	全部	2分の1	750万円以下	2分の1	4分の1	1,000万円以下	4分の1	8分の1
令和6年中の 総所得金額	被害区分・損害の程度																		
	全壊（流出を含む）・全焼	大規模半壊・中規模半壊・半壊・床上浸水（準半壊を含む）・半焼																	
	10分の5以上	10分の3以上 10分の5未満																	
500万円以下	全部	2分の1																	
750万円以下	2分の1	4分の1																	
1,000万円以下	4分の1	8分の1																	
活用できる方	令和7年8月大雨により、居住する住宅又は家財に被害を受けた後期高齢者医療制度の被保険者																		
注意事項	—																		
お問い合わせ先	国保ねんきん課（本庁舎1階） TEL：33-4490 熊本県後期高齢者医療広域連合 TEL：096-368-6511																		

制度の名称	国民年金保険料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	<p>住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除されます。</p> <p>※免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、国保ねんきん課（本庁舎1階）、または八代年金事務所へお問い合わせください。</p>
活用できる方	国民年金第1号被保険者で上記に該当する方
お問い合わせ先	<p>国保ねんきん課（本庁舎1階） TEL：33-4105</p> <p>八代年金事務所 TEL：35-6123</p>

制度の名称	自動車税種別割の減免
支援の種類	減免
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を受けた自動車に係る被災年度の自動車税の種別割 <p><減免の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車が使用不能の場合 →全額免除 ・被害額が自動車の被災前の価額の 1/2 以上の場合 →税額の 1/2 相当額を軽減 <p><主な必要書類></p> <ol style="list-style-type: none"> ①災害減免申請書 ②「り災証明書」又は「被災証明書」 ③被災自動車の写真（車のナンバーが写っているもの。） ※写真がない場合は、理由書 ④使用不能の場合は、永久抹消登録証明書 （やむを得ず一時抹消の場合は申立書も必要。抹消できず解体した場合は解体に係る証明書（使用済自動車引取証明書）が必要） ⑤修理の場合は、修理工場の領収書又は請求書 ⑥修理の場合は、保険金等の補てんがあった場合その補てん金額を証する書類 <p>「熊本県電子申請システム」で減免申請ができます。 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/17/50810.html インターネット環境において「熊本県 災害 減免 自動車」と検索ください。</p>
活用できる方	令和7年8月大雨により、自動車に被害を受けられた方
注意事項	<p><u>軽自動車は対象ではありません。</u></p> <p>※自動車の被災前の価額が税額に満たないときの例外があります。</p> <p>※損害（被害）額は、保険金等で補てんされる額を除きます。</p>
お問い合わせ先	自動車税事務所 TEL：096-368-4020

制度の名称	(軽) 自動車税環境性能割の免除
支援の種類	免除
制度の内容	<p><免除の対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害により自動車が滅失又は損壊した者が代替する自動車を取得した場合の自動車税又は軽自動車税の環境性能割 <p><免除の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害により滅失又は損壊した自動車の所有者等が、被災自動車を抹消登録し、被災自動車が被害にあった日から6月以内に被災自動車に代わる自動車を取得した場合の自動車税又は軽自動車税の環境性能割 →全額免除 <p><主な必要書類></p> <ol style="list-style-type: none"> ①災害減免申請書 ②「り災証明書」又は「被災証明書」 ③被災自動車の被災後の写真（車のナンバーが写っているもの。） ※写真がない場合は、理由書 ④被災自動車の抹消登録が確認できる書類 ⑤取得した自動車の自動車検査証 <p>「熊本県電子申請システム」で減免申請ができます。 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/17/50810.html インターネット環境において「熊本県 災害 減免 自動車」と検索ください。</p>
活用できる方	令和7年8月大雨により自動車に被害を受け、買い替えをされた方
注意事項	軽自動車も対象です。
お問い合わせ先	自動車税事務所 TEL：096-368-4020

公共料金の減免措置等

制度の名称	水道料金・簡易水道使用料の減免							
支援の種類	減免							
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により被災された方を対象に、水道料金・簡易水道使用料の全額または一部を免除します。</p> <p><減免対象月> 9月請求分（8月使用分）</p> <p><減免内容></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">判定区分</th> <th style="width: 50%;">減免区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【床上浸水】 全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊 </td> <td style="text-align: center;">全額減免（請求なし）</td> </tr> <tr> <td> 【床下浸水】 一部損壊 </td> <td style="text-align: center;"> 基本料金のみ請求 （上水道：920円、簡易水道：1,630円、 生活環境事務組合の場合：1,210円） ※口径13mmの水道メーターを使用の場合 </td> </tr> </tbody> </table> <p><申請方法> り災証明書の申請受付にて減免申請があったとみなします。申請不要です。</p>		判定区分	減免区分	【床上浸水】 全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊	全額減免（請求なし）	【床下浸水】 一部損壊	基本料金のみ請求 （上水道：920円、簡易水道：1,630円、 生活環境事務組合の場合：1,210円） ※口径13mmの水道メーターを使用の場合
判定区分	減免区分							
【床上浸水】 全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊	全額減免（請求なし）							
【床下浸水】 一部損壊	基本料金のみ請求 （上水道：920円、簡易水道：1,630円、 生活環境事務組合の場合：1,210円） ※口径13mmの水道メーターを使用の場合							
活用できる方	り災証明書の交付を受けた方 ※り災証明書に記載されているり災場所に給水する水道料金・簡易水道使用料を減免します。							
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・9月12日（金）までに上記被災判定が確認できた方は、減免した額で8月使用分を9月に請求します。確認が9月13日（土）以降になる方は、減免前の金額を9月に請求しますので、納期限までにお支払いください。後日減免額との差額を還付または翌月以降の請求分にて減額調整させていただきます。 ・還付の場合は必要なお手続きがありますので、お時間をいただきます。 							
お問い合わせ先	水道局または上下水道お客様センター 水道局（本庁舎5階） TEL：33-1868 上下水道お客様センター（上水道）（本庁舎2階） TEL：32-7194 千丁町、鏡町、東陽町、泉町の上水道をご利用の方 八代生活環境事務組合 TEL：62-2049							

制度の名称	下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・公共浄化槽使用料の減免							
支援の種類	減免							
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により被災された方を対象に、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料及び公共浄化槽使用料の全額または一部を免除します。</p> <p><減免対象月> 9月請求分（8月使用分）</p> <p><減免内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被災判定区分</th> <th>減免区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【床上浸水】 全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊 </td> <td>全額減免（請求なし）</td> </tr> <tr> <td> 【床下浸水】 一部損壊 </td> <td> 基本料金のみ請求 ・下水道：1,390円 ・農業集落排水：2,600円 ・公共浄化槽：4,460円 </td> </tr> </tbody> </table> <p><申請方法> り災証明書の申請受付にて減免申請があったとみなしますので、<u>申請不要</u>です。</p>		被災判定区分	減免区分	【床上浸水】 全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊	全額減免（請求なし）	【床下浸水】 一部損壊	基本料金のみ請求 ・下水道：1,390円 ・農業集落排水：2,600円 ・公共浄化槽：4,460円
被災判定区分	減免区分							
【床上浸水】 全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊	全額減免（請求なし）							
【床下浸水】 一部損壊	基本料金のみ請求 ・下水道：1,390円 ・農業集落排水：2,600円 ・公共浄化槽：4,460円							
活用できる方	り災証明書の交付を受けた方 ※り災証明書に記載されているり災場所からの排水に対する下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・公共浄化槽使用料を減免します。							
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 9月12日（金）までに上記被災判定が確認できた方は、減免した額で8月使用分を9月に請求します。確認が9月13日（土）以降になる方は、減免前の金額を9月に請求しますので、納期限までにお支払いください。後日減免額との差額を還付または翌月以降の請求分にて減額調整させていただきます。 還付の場合は必要なお手続きがありますので、お時間をいただきます。 							
お問い合わせ先	下水道総務課または上下水道お客様センター 下水道総務課（本庁舎5階） TEL：33-4147 上下水道お客様センター（下水道）（本庁舎2階） TEL：62-9888							

制度の名称	下水道受益者負担金（分担金）の徴収猶予
支援の種類	猶予
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により被災された方を対象に、下水道受益者負担金（分担金）の支払期限を1年間延長します。</p> <p><猶予対象期> 令和7年度2期、3期、4期</p> <p><猶予期間> 1年間</p> <p><申請方法> 電話にて相談後、り災証明書を添付した申請書を提出してください。</p>
活用できる方	り災証明書の交付を受けた方
注意事項	—
お問い合わせ先	<p>下水道総務課（本庁舎5階）</p> <p>TEL：33-4147</p>

制度の名称	ケーブルテレビ利用料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	<p>八代市ケーブルテレビ利用料について、令和7年8月大雨により被災された方で、利用できない（利用されない）方は、テレビやつしろ株式会社へ「休止」の申請をすることで、利用料が免除されます。</p> <p><対象区域> 八代市ケーブルテレビの業務区域内</p> <p><免除する内容> ケーブルテレビ利用料の「基本利用料金」及び「追加利用料金」</p> <p><免除の期間> 利用の休止の届出を提出した翌月から適用されます。</p>
活用できる方	八代市ケーブルテレビの業務区域内の放送施設等が提供するサービス（ケーブルテレビ放送サービス）を受けている加入者
注意事項	申請が無い場合は利用料金が発生します。
お問い合わせ先	<p>「解約・休止」に関すること テレビやつしろ株式会社 TEL：0120-15-8246（平日9時～18時）</p> <p>「ケーブルテレビの運用」に関すること デジタル推進課 TEL：33-4103</p>

制度の名称	NHK受信料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	<p>災害救助法が適用された区域内において、次のとおり放送受信料が免除されます。</p> <p><災害救助法が適用されている区域> 八代市全域</p> <p><免除の対象> 半壊又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約</p> <p><免除期間> 令和7年8月から令和7年9月まで（2か月間）</p> <p><申請の手続き></p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書の写し ・放送受信料免除申請書 <p>※NHK のホームページに掲載 https://www.nhk-cs.jp/contract/exemption/menjo-info/saigai-menjo-shinsei/</p> <p><申請書類のお送り先> 〒860-8602 熊本市中央区花畑町5-1 NHK熊本放送局 経営管理企画センター 宛</p>
活用できる方	放送受信契約をされている上記の対象に該当する方
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・放送受信契約をされている方からの届けにより、免除対象となる方を確定します。 ・免除が適用される期間の放送受信料について、前払い等により、すでに支払いをされている場合は、支払い済み分を免除期間終了後の請求分に充当します。
お問い合わせ先	NHK ふれあいセンター TEL：0570-077-077 9：00～18：00 ※土・日・祝日も受付

住まいの確保

制度の名称	賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）								
支援の種類	現物貸与								
制度の内容	<p>住宅が被災により一定の被害を受け、そのままの状態では住むことができない場合で、自らの資力で住居を確保することができない被災者に対して、災害救助法に基づき民間賃貸住宅を無償で提供する制度です。</p> <p><条件> 賃貸する物件の家賃が1ヵ月当たり次の額以下であること</p> <table border="0"> <tr> <td>1人世帯</td> <td>5. 5万円以下</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>6. 5万円以下</td> </tr> <tr> <td>3人～4人世帯</td> <td>8. 5万円以下</td> </tr> <tr> <td>5人以上の世帯</td> <td>13万円以下</td> </tr> </table> <p><入居期間> 最長2年間</p>	1人世帯	5. 5万円以下	2人世帯	6. 5万円以下	3人～4人世帯	8. 5万円以下	5人以上の世帯	13万円以下
1人世帯	5. 5万円以下								
2人世帯	6. 5万円以下								
3人～4人世帯	8. 5万円以下								
5人以上の世帯	13万円以下								
活用できる方	令和7年8月大雨による八代市在住の被災者において、住まいが全壊・半壊（自宅に居住できない人に限る）した人、または、道路・電気・ガス・水道等設備復旧に長期間の見込みがある方								
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸物件は、入居希望者ご自身で探していただきます。 ・ 駐車場代、水道、光熱水費等は入居者の負担となります。 ・ 既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方へ 8月11日（災害救助法適用日）以降、既に個人で契約して入居している場合でも、入居者の要件と借上げ住宅の条件等を満たし、貸主の同意が得られる場合は、県、貸主、入居者が三者契約を締結することで、入居日に遡って本事業（賃貸型応急住宅）の対象になります。（保険は遡及できません） 								
お問い合わせ先	住宅課（本庁舎5階） TEL：33-4122								

制度の名称	住宅の応急修理						
支援の種類	現物給付						
制度の内容	<p>日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで元の住家に引き続き住めるようにすること等を目的としたもので、応急修理に掛かる費用（限度額内の修理費用）を被災者に代わって八代市が支払う制度です。</p> <p><修理の範囲> 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分であって、緊急に応急修理をすることが必要な部位です。</p> <p><費用の限度額></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害認定</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、大・中規模半壊、半壊</td> <td>一世帯あたり 最大 73 万 9 千円</td> </tr> <tr> <td>準半壊</td> <td>一世帯あたり 最大 35 万 8 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p><必要書類></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害救助法の住宅の応急修理申込書（様式第1号） ② 住宅の被害状況に関する申出書 ③ 資力に関する申出書（様式第2号） ④ 修理見積書（様式第3号） ⑤ り災証明書（写） ⑥ 修理前の被害状況の写真 <div style="text-align: right;"> <p>説明用フォーム</p>  </div>	被害認定	限度額	全壊、大・中規模半壊、半壊	一世帯あたり 最大 73 万 9 千円	準半壊	一世帯あたり 最大 35 万 8 千円
被害認定	限度額						
全壊、大・中規模半壊、半壊	一世帯あたり 最大 73 万 9 千円						
準半壊	一世帯あたり 最大 35 万 8 千円						
活用できる方	<p>り災証明の区分で「全壊（※1）」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」と記載されている住宅</p> <p>（※1）全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は、支援の対象となります。</p>						
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず「施工前の被害状況写真」を撮影してください。スマートフォンで撮影した写真でも構いません。 ・市へご相談なく修理業者へ工事を依頼している場合、「住宅の応急修理」の支援を受けられなくなる場合がありますので、事前の相談をお願いします。 ・「半壊」以上と判定された方で、住居の修理期間が1か月を超える場合は、修理完了までの間、原則6か月間を限度に「住宅の応急修理」と「賃貸型応急住宅」の併用ができます。 ・借家の場合は、条件が厳しくなっていますので、事前にご相談ください。 						
お問い合わせ先	営繕課（本庁舎5階） TEL：33-4401						

<p>制度の名称</p>	<p>令和7年8月大雨畳替助成事業</p>
<p>支援の種類</p>	<p>助成</p>
<p>制度の内容</p>	<p>令和7年8月豪雨で被災した方が居住している住宅において、八代市産の畳表を使用した畳替（新調）に対して、補助をします。</p> <p><補助率> 9割（上限：13,000円/1畳） <u>※消費税は対象となりません。</u> ※枚数の上限はありません。 ※被災後に助成券（1畳 1,000円助成）を使用された方は、補助金額が変わります。詳しくは申請の際に農業振興課へお尋ねください。</p> <p><対象期間> 令和7年8月11日（月）～令和8年3月31日（火）</p> <p><対象者> 床上浸水等により、畳の被害を受けた市民。</p> <p><申請に必要な書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災証明書 ※木造及びプレハブ住宅は、「準半壊」以上。 ※非木造住宅は、「一部損壊」以上。床上浸水していることが分かる資料も併せて提出ください。 ・ 畳の枚数や単価が記載された書類（見積書など） <p><u>※すでに張替えを行った方は、以下の書類も必要となります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書（支払いがお済の場合）または請求書 ・ 畳仕様書（QRコード付きタグが貼り付けてあるもの。購入先の畳店等からもらって下さい。） ・ 畳の新調の状況が判る写真 ・ 振込先の口座番号がわかるもの（通帳又はキャッシュカード） <p>※ その他必要に応じて書類の提出を求められることがあります。</p> <p><申請場所> 農業振興課（本庁舎4階） 又は 各支所産業建設課</p>
<p>活用できる方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 八代市内にお住まいの方で、<u>床上浸水の被害を受け、災害対策基本法に基づく「罹災証明書」が発行されており、以下のいずれかを満たすこと。</u> <ol style="list-style-type: none"> （1）木造及びプレハブ住宅 準半壊以上の被害判定を受けていること。 （2）非木造住宅 一部損壊以上の被害判定を受けており、床上浸水していることが分かる資料を提出できること。 ・ 八代市産の畳表を使用すること（QRコードタグを添付）。 ・ 市税の滞納がないこと。 ・ 災害救助法に基づく救助（住宅の応急修理）にて、畳が対象となっていないもの。
<p>注意事項</p>	<p>—</p>
<p>お問い合わせ先</p>	<p>農業振興課（本庁舎4階） TEL：33-8751</p>



熊本県産畳表マスコットキャラクター
たみわらし
畳 童子の「たみみ」

制度の名称	浸水住宅修理等に係る相談窓口
支援の種類	サービス等
制度の内容	<p>◆浸水被害を受けた住宅の修理等について建築士による無料相談窓口を設置します。</p> <p>◆開設場所・日時</p> <p>【龍峯コミュニティセンター 1階研修室】 場所：八代市興善寺町 1952 開設時間：13：00～16：00 開設曜日：令和7年9月10日から毎週水曜日</p> <p>【千丁コミュニティセンター 1階ロビー】 住所：八代市千丁町新牟田 1434 開設日：令和7年9月10日から毎週金曜日 開設時間：13：00～16：00 ※窓口のみの対応となります。</p>
活用できる方	令和7年8月大雨により住家等が被災された方
注意事項	上記の開設日、時間に直接相談できない場合は、下記のお問合せ先にご連絡ください。建築士から直接、折り返しのご連絡を差し上げます。
お問合わせ先	熊本県建築士会 毎週月水金（祝日除く）13：00～16：00 TEL：096-384-6200 096-384-6202 建築指導課（本庁舎5階） TEL：33-4750

制度の名称	合併処理浄化槽の補助										
支援の種類	助成										
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により合併処理浄化槽の更新や改築（機器修理）が必要となる個人住宅を対象として、合併処理浄化槽の補助事業を拡充します。</p> <p>従来から補助制度のある単独浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への更新に加えて、下記の項目について補助事業の拡充を行います。</p> <p><補助内容></p> <p>(1) <u>被災した合併処理浄化槽の更新</u>（個人住宅に限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋の新築・建替に伴う合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助 ・故障した合併処理浄化槽の更新（入れ替え）費用の一部を補助 <table border="1" data-bbox="485 705 1093 866"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>332,000 円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>414,000 円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>548,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※坂本町管内の個人住宅への設置又は更新の場合、上記浄化槽設置補助金額に1人槽につき30,000円を加算した額とします。</p> <p>※予算の上限に達した場合は、申請書の受付を終了します。</p> <p>(2) <u>被災した合併処理浄化槽の改築（機器修理）</u>（個人住宅に限る）</p> <p>故障した合併処理浄化槽の改築（機器修理）費用を補助 （例：ブローの交換など）</p> <table border="1" data-bbox="464 1178 963 1272"> <thead> <tr> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国に事前協議をして承認を得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※環境大臣の承認を要することから、改築(機器修理)は着工の30日前までに申請をお願いします。</p> <p>※既に改築工事を開始された方は、お電話で相談をお願いします。</p> <p><申請期間></p> <p>令和8年1月末まで</p>	人槽区分	補助限度額	5人槽	332,000 円	6～7人槽	414,000 円	8～10人槽	548,000 円	補助額	国に事前協議をして承認を得た額
人槽区分	補助限度額										
5人槽	332,000 円										
6～7人槽	414,000 円										
8～10人槽	548,000 円										
補助額											
国に事前協議をして承認を得た額											
活用できる方	下水道処理区域（予定区域を含む）、東陽町、泉町を除く市内全域において、令和7年8月大雨により浄化槽が損傷した方										
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・申請前に(1)の工事を開始された場合は、補助を受けられませんのでご注意ください。 ・事前に点検業者に既存浄化槽の点検を受けたうえで検討をお願いします。 ・申請される方は、浄化槽設備士のいる設備業者にご相談ください。 										
お問い合わせ先	下水道総務課（本庁舎5階） TEL：33-4147										

事業経営・農林漁業への支援

制度の名称	八代市中小企業信用保証料補給事業（災害対応分）
支援の種類	補助
制度の内容	<p>令和7年8月大雨で被災した事業者に対し、事業再建を支援するため、金融機関からの借入に必要な信用保証料の全額を補助します。</p> <p><対象融資></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 小口資金融資 ② 中小企業経営安定特別融資 ③ 創業支援融資 <p><補給内容></p> <p>信用保証料の全額を補給</p>
活用できる方	令和7年8月大雨により被害を受けた市内中小企業者
注意事項	—
お問い合わせ先	商工政策課（本庁舎4階） TEL：33-8513

制度の名称	日本政策金融公庫による「災害復旧貸付」													
支援の種類	貸付・融資													
制度の内容	<p>地震、台風、豪雪や大規模な火災などの災害を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興を支援するため、日本政策金融公庫が「災害復旧貸付」を実施します。</p> <p><制度内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国民生活事業</th> <th>中小企業事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資限度額</td> <td>3千万円（※1）</td> <td>1億5千万円（別枠）</td> </tr> <tr> <td>融資期間 （うち措置期間）</td> <td colspan="2">10年以内（※2） （2年以内）</td> </tr> <tr> <td>金利（※3）</td> <td>1.90%</td> <td>1.95%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。 （※2）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち措置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内（うち措置期間2年以内） （※3）いずれも令和7年8月1日現在、貸付期間5年の場合</p>			国民生活事業	中小企業事業	融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）	融資期間 （うち措置期間）	10年以内（※2） （2年以内）		金利（※3）	1.90%	1.95%
	国民生活事業	中小企業事業												
融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）												
融資期間 （うち措置期間）	10年以内（※2） （2年以内）													
金利（※3）	1.90%	1.95%												
活用できる方	災害により被害のあった中小企業・小規模事業者													
注意事項	—													
お問い合わせ先	日本政策金融公庫 八代支店 Tel：32-5195													

制度の名称	中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	<p>(1) 貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額</p> <p>(2) 貸付利率：年0.9%（令和6年1月4日現在）</p> <p>(3) 貸付期間：貸付金額500万円以下 36ヵ月 505万円以上 60ヵ月</p> <p>(4) 償還方法：6ヵ月ごとの元金均等割賦償還</p> <p>(5) 担保、保証人：不要</p> <p>(6) 借入窓口：商工組合中央金庫本・支店</p>
活用できる方	<p>小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時（4月末日及び10月末日）までに、12ヵ月以上の掛金を納付している共済契約者（ただし、貸付限度額が50万円以上）であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所（※1）を有し、かつ、当該災害の影響により次の（1）又は（2）の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。</p> <p>(1) 被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産（※1）について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。</p> <p>(2) 当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高（※1）が前年同月に比して減少することが見込まれること。</p> <p>(※1) 共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。</p>
注意事項	<p>以下が整っていれば、原則、即日貸付が可能です。（※2）</p> <p>(1) 被災したことを証明する証明書</p> <p>(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構からの通知物（共済契約者の氏名及び契約者番号が分小規模企業共済災害時貸付の概要かるもの）</p> <p>(3) 貸付契約に必要な実印、印鑑証明（3ヵ月以内発行の原本）</p> <p>(4) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）</p> <p>(5) 収入印紙</p> <p>(※2) 借入窓口を商工中金以外に登録している場合には、借入窓口を商工中金に変更する手続きが必要になるため、即日貸付はできません。</p>
お問い合わせ先	中小企業基盤整備機構共済相談室 Tel：050-5541-7171

制度の名称	緊急時短期資金保証制度
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	<p><限度額></p> <p>① 普通保証制度 2億8,000万円以内</p> <p>② 小口零細企業保証制度 2,000万円以内</p> <p><資金使途></p> <p>事業資金（運転資金に限る）</p> <p><期間></p> <p>6か月以内</p> <p><保証料率></p> <p>① 普通保証制度の基準料率は、年0.45%～年1.90%</p> <p>② 小口零細企業保証制度の基準料率は、年0.50%～年2.20%</p> <p><融資利率></p> <p>金融機関所定利率</p> <p><返済方法></p> <p>一括返済。ただし、保証期限到来後、一括返済できない場合は長期資金にて借換可能</p> <p><担保></p> <p>原則として不要</p> <p><保証人></p> <p>原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要</p>
活用できる方	令和7年8月10日からの大雨により影響を受けた中小・小規模企業者
注意事項	1事業者1口限りとする
お問い合わせ先	熊本県信用保証協会 保証部保証事務課 Tel：096-375-2000

制度の名称	金融円滑化特別資金（令和7年8月大雨枠）
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	<p>〈限度額〉 1 企業 8,000 万円 1 組合 1 億円</p> <p>〈期間〉 1 年以上 10 年以内 据え置き期間 2 年以内</p> <p>〈保証料〉 保証料は県が全額負担します。</p> <p>〈融資利率〉 2 年以内 固定 年 1.50%以内 3 年以内 固定 年 1.70%以内 5 年以内 固定 年 1.85%以内 7 年以内 固定 年 2.00%以内 7 年超 固定 年 2.20%以内</p> <p>※こちらの融資制度による融資を令和7年12月末までに受けられた方で、要件を満たす方は、「八代市中小企業等利子補給補助金」を活用できます。</p> <p>〈担保〉 必要に応じて徴求</p> <p>〈保証人〉 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要</p>
活用できる方	<p>次の（1）又は（2）に該当する方</p> <p>（1） 令和7年8月大雨による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する、り災証明書又は被災証明書を有している方</p> <p>（2） 次の①又は②のいずれかに該当する方</p> <p>① 令和7年8月大雨の影響を受け、申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して減少している方</p> <p>② 令和7年8月大雨の影響を受け、今後3か月間の平均売上高等が前年同期の平均売上高等に比して減少する見込みの方</p>
注意事項	活用できる方（2）の申し込みにあたっては、「平均売上高等減少理由書」に、令和7年8月大雨の影響で平均売上高等が減少している又は減少する見込みであることについての記載が必要です。
お問い合わせ先	熊本県 商工振興金融課 TEL：096-333-2314

制度の名称	金融円滑化特別資金(セーフティネット保証対応枠(令和7年8月大雨分))
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	<p><限度額> 別枠 8,000万円</p> <p><期間> 1年以上10年以内 (据え置き期間 2年以内)</p> <p><保証料率> 保証料は県が全額負担します。</p> <p><融資利率> 2年以内 固定 年1.50%以内 3年以内 固定 年1.70%以内 5年以内 固定 年1.85%以内 7年以内 固定 年2.00%以内 7年超 固定 年2.20%以内</p> <p>※こちらの融資制度による融資を令和7年12月末までに受けられた方で、要件を満たす方は、「八代市中小企業等利子補給補助金」を活用できます。</p> <p><担保> 必要に応じて徴求</p> <p><保証人> 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要</p>
活用できる方	令和7年8月の大雨による被害を受け、中小企業信用保険法第2条第5項第4号(セーフティネット4号)の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた方
注意事項	—
お問い合わせ先	熊本県 商工振興金融課 TEL:096-333-2314

制度の名称	八代市中小企業等利子補給補助金
支援の種類	補助
制度の内容	<p>〈目的〉 令和7年8月大雨で被災した市中小事業者の早期再建を支援するため、県制度融資である「金融円滑化特別資金（令和7年8月大雨枠）」、または、「金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対象枠（令和7年8月大雨分）」）を利用した事業者に対し、利子の半額を市が補助するもの。</p> <p>〈対象融資〉 「金融円滑化特別資金（令和7年8月大雨枠）」 「金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対象枠（令和7年8月大雨分）」）による融資</p> <p>〈補助対象期間〉 融資実行後 3年間</p> <p>〈補助率〉 利子額の50%</p>
活用できる方	<p>次に掲げる要件をすべて満たすもの</p> <p>(1) 令和7年12月31日までに融資を受けていること</p> <p>(2) 市内で3か月以上事業を営んでいること</p> <p>(3) 市税の滞納がないこと</p> <p>(4) 本市以外の者から融資に係る利子補給を受けていないこと</p>
注意事項	申請受付は令和8年1月開始予定です。申請方法等については令和7年12月頃に市のHP、広報誌に掲載予定です。
お問い合わせ先	商工政策課（本庁舎4階） TEL：33-8513

制度の名称	農地利用効率化等支援交付金
支援の種類	補助
制度の内容	<p>令和7年8月大雨で被災した農業用機械等の修繕・再取得等を支援します。</p> <p><補助率> 3/10以内（国費上限600万円） ※助成金の上限額は300万円です。ただし、被災した農業用機械等の修繕・再取得に必要な額が1,000万円を超える者であって、市が必要と認める場合は、上限額が最大600万円となります。 ※大雨により被害を受けた日以降の取組（着工）であれば、本事業の計画承認等の手続前の取組でも対象となります。 ※県・市において補助率の上乗せを検討中です。決定次第お知らせします。</p> <p><成果目標> 被災前の水準を上回る数値目標を設定する必要があります。 【必須目標】付加価値額（収入総額－費用総額＋人件費）の拡大 【選択目標】農産物の価値向上、単位面積当たりの収量の増加、経営コストの縮減 から、1つを選択</p> <p><要望期間> 調整中 ※詳細が分かり次第情報更新予定</p>
活用できる方	地域計画の目標地図に位置付けられた方 （位置付けられることが確実であると市が認める方を含みます）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要望については、被災した機械等の被害状況、写真、共済の加入状況等が必要になります。 ・ 既に、取組まれた場合は、被害状況等と合わせて、見積書、納品書、領収書等も必要になります。
お問い合わせ先	農林水産政策課（本庁舎4階） TEL：33-4117

制度の名称	令和7年8月大雨対応産地緊急支援事業																				
支援の種類	補助																				
制度の内容	<p>令和7年8月大雨で被災した農業者の早期営農再開に向け、種子・種苗等の生産資材の調達や作物残さの撤去等に対して、国の支援が実施されます。</p> <p><支援内容及び補助率></p> <p>(1) 営農再開支援</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援内容</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資材の調達等支援</td> <td>令和7年度中の早期営農再開に必要な生産資材（種子・種苗等の消費財に限る。）の購入経費、作業委託費、農業機械等レンタル経費</td> <td>1/2 以内</td> </tr> <tr> <td>作物残さの除去</td> <td>被災に伴い新たに必要となった作物残さの撤去により、早期作付又は作物転換に向け、栽培環境を整備するために必要な掛かり増し経費（保管中に浸水被害を受けた農作物残さを含む。）</td> <td>定額 （作物残さ：1,500 円/10a 以内、保管中の農作物残さ：5,500 円/人日以内）</td> </tr> <tr> <td>追加防除・施肥</td> <td>被災からの生産回復等に向けて追加的に必要となる薬剤及び肥料の購入並びに土壌診断に必要な掛かり増し経費</td> <td>1/2 以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 集出荷施設等における農産物の出荷円滑化等支援</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援内容</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の仮復旧等</td> <td>被災により機能が低下した集出荷施設等について、簡易修繕等により一時的に機能を回復させるために必要な経費</td> <td>1/2 以内 （補修等に必要な経費に限る。）</td> </tr> <tr> <td>周辺集出荷施設等の活用</td> <td>周辺の育苗施設から被災地域へ種苗を融通するために必要な輸送経費や被災施設に集荷した農作物を周辺施設に輸送し、選果・加工等を行うために必要な輸送経費</td> <td>定額 （7,000 円/ t 以内）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※現在手続きの準備を行っています。申請方法、受付期間等が決定しましたら、改めて市 HP、農業情報配信メール等でお知らせします。</p>		支援内容	補助率	資材の調達等支援	令和7年度中の早期営農再開に必要な生産資材（種子・種苗等の消費財に限る。）の購入経費、作業委託費、農業機械等レンタル経費	1/2 以内	作物残さの除去	被災に伴い新たに必要となった作物残さの撤去により、早期作付又は作物転換に向け、栽培環境を整備するために必要な掛かり増し経費（保管中に浸水被害を受けた農作物残さを含む。）	定額 （作物残さ：1,500 円/10a 以内、保管中の農作物残さ：5,500 円/人日以内）	追加防除・施肥	被災からの生産回復等に向けて追加的に必要となる薬剤及び肥料の購入並びに土壌診断に必要な掛かり増し経費	1/2 以内	支援内容	補助率	施設の仮復旧等	被災により機能が低下した集出荷施設等について、簡易修繕等により一時的に機能を回復させるために必要な経費	1/2 以内 （補修等に必要な経費に限る。）	周辺集出荷施設等の活用	周辺の育苗施設から被災地域へ種苗を融通するために必要な輸送経費や被災施設に集荷した農作物を周辺施設に輸送し、選果・加工等を行うために必要な輸送経費	定額 （7,000 円/ t 以内）
	支援内容	補助率																			
	資材の調達等支援	令和7年度中の早期営農再開に必要な生産資材（種子・種苗等の消費財に限る。）の購入経費、作業委託費、農業機械等レンタル経費	1/2 以内																		
	作物残さの除去	被災に伴い新たに必要となった作物残さの撤去により、早期作付又は作物転換に向け、栽培環境を整備するために必要な掛かり増し経費（保管中に浸水被害を受けた農作物残さを含む。）	定額 （作物残さ：1,500 円/10a 以内、保管中の農作物残さ：5,500 円/人日以内）																		
	追加防除・施肥	被災からの生産回復等に向けて追加的に必要となる薬剤及び肥料の購入並びに土壌診断に必要な掛かり増し経費	1/2 以内																		
	支援内容	補助率																			
	施設の仮復旧等	被災により機能が低下した集出荷施設等について、簡易修繕等により一時的に機能を回復させるために必要な経費	1/2 以内 （補修等に必要な経費に限る。）																		
	周辺集出荷施設等の活用	周辺の育苗施設から被災地域へ種苗を融通するために必要な輸送経費や被災施設に集荷した農作物を周辺施設に輸送し、選果・加工等を行うために必要な輸送経費	定額 （7,000 円/ t 以内）																		
	活用できる方	詳細がわかり次第、市 HP、農業情報配信メール等でお知らせします。																			
	注意事項	—																			
お問合わせ先	農業振興課（本庁舎4階） TEL：33-8751																				

制度の名称	い草等廃棄物処分事業（8月大雨）
支援の種類	サービス等
制度の内容	<p>令和7年8月の大雨で浸水し、使えなくなっ<u>たい草（原草）・畳表</u>の受け入れを行います。</p> <p>【持ち込み期間】 令和7年9月22日(月)～10月5日(日) ※土日祝日も可</p> <p>【持ち込み時間】 午前： 9時00分～12時00分 ※10時00分～10時15分は受入休止 午後： 13時00分～16時30分 ※15時00分～15時15分は受入休止</p> <p>【持ち込み場所】 株式会社津田 八代工場 （八代市新港町2丁目4番4号）</p> <p>【その他】 廃棄をするにあたり、農業振興課が発行する「廃棄許可証」が必要となります。事前申請が必要ですので、下記の入力フォームにアクセスを行い、必要事項を入力し、被害が確認できる写真、身分証明書（運転免許証等）を添付し申し込んでください。申し込み後3日～5日で「廃棄許可証」を郵送します。</p> <p>＜廃棄許可書の申込＞ （申込期間） 令和7年9月16日（火）8時30分～10月1日（水）17時 ※オンライン申請のみ。オンライン申請が困難な方は、被害が確認できる写真、身分証明書（運転免許証等）を持参の上、農業振興課窓口にお越しください。</p> <p>（入力フォームURL） https://logoform.jp/form/zis6/1204464</p>  <p>申し込みQRコード</p>
活用できる方	<p>以下の全てを満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する人又は主たる事業所を有する法人 ・い草生産者又は加工業者（い草生産者から原草を購入し、畳表に加工して出荷している人） ・現況写真等で被害が確認できる人
注意事項	<p>持ち込みにあたっての注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持ち込める原草と畳表は、自ら生産したものに限りです。 ・できるだけ乾かしてください。 ・原草は袋に入れたままでかまいません（ポリ袋に限る）。 ・原草、畳表以外は持ち込めません。 ・持ち込み時に「廃棄許可証」を提出し、身分証明書を提示してください。（廃棄許可証がないと持ち込みできません。） ・持ち込み期間及び時間を厳守してください。 ・持ち込み場所では、市職員及び係員の指示に従ってください。
お問い合わせ先	農業振興課（本庁舎4階） TEL：33-8751

1. 以災・被災証明申請状況

- ① 窓口体制
 - ② 申請状況
- } 別紙参照

2. 被災調査状況

- ① 調査体制
 - ② 調査状況
- } 別紙参照

3. 証明書交付状況

4. 寄附（10/7 現在）

受入状況：28 件（7 件増：企業・団体 16 件、個人 10 件、自治体 2 件）
1,069 万 7,472 円（332 万 4,132 円増）

5. 市税等の減免申請状況

- ① 申請状況
- 別紙参照

1. リ災・被災証明申請状況 実績版(災害対策本部会議用)

組織	調査項目			累計	10月2日(木)	10月3日(金)	10月4日(土)	10月5日(日)	10月6日(月)	10月7日(火)	10月8日(水)	
	調査時点				14:00時点							
	報告時間(報告締切)				14:30	14:30	14:30	14:30	14:30	14:30	14:30	
本庁	問合せ件数			1,444	10	10	0	0	7	7	7	
	リ災・被災証明 申請件数	窓口	要調査分	407	6	1	0	0	1	2	4	
			即時発行分	2,052	57	14	0	0	16	11	16	
		オンライン	要調査分	333	1	0	0	0	1	0	0	
			即時発行分	930	4	8	0	0	8	7	3	
小計			3,722	68	23	0	0	26	20	23		
日奈久出張所	問合せ件数			13	0	0	0	0	0	0	1	
	リ災・被災証明 申請件数	窓口	要調査分	2	0	0	0	0	0	0	0	
			即時発行分	11	0	0	0	0	0	0	0	
		小計		13	0	0	0	0	0	0	0	
坂本支所	問合せ件数			5	0	0	0	0	0	0	0	
	リ災・被災証明 申請件数	窓口	要調査分	0	0	0	0	0	0	0	0	
			即時発行分	4	0	0	0	0	0	0	0	
		小計		4	0	0	0	0	0	0	0	
千丁支所	問合せ件数			705	3	2	0	0	3	4	2	
	リ災・被災証明 申請件数	窓口	要調査分	288	1	2	0	0	0	1	0	
			即時発行分	944	0	1	0	0	1	5	2	
		小計		1,232	1	3	0	0	1	6	2	
鏡支所	問合せ件数			1,113	1	1	0	0	1	0	0	
	リ災・被災証明 申請件数	窓口	要調査分	280	0	1	0	0	1	1	0	
			即時発行分	562	1	0	0	0	1	0	2	
		小計		842	1	1	0	0	2	1	2	
東陽支所	問合せ件数			16	0	0	0	0	0	0	0	
	リ災・被災証明 申請件数	窓口	要調査分	0	0	0	0	0	0	0	0	
			即時発行分	4	0	0	0	0	0	0	0	
		小計		4	0	0	0	0	0	0	0	
泉支所	問合せ件数			8	0	0	0	0	0	0	0	
	リ災・被災証明 申請件数	窓口	要調査分	3	0	0	0	0	0	0	0	
			即時発行分	3	0	0	0	0	0	0	0	
		小計		6	0	0	0	0	0	0	0	
龍峯出張所	問合せ件数			119	0	0	0	0	0	0	0	
	リ災・被災証明 申請件数	窓口	要調査分	21	0	0	0	0	0	0	0	
			即時発行分	58	0	0	0	0	0	0	0	
		小計		79	0	0	0	0	0	0	0	
集計	問合せ件数			3,420	14	13	0	0	11	11	10	
	リ災・被災証明 申請件数 (合計)	申請者	要調査分(リ災証明)	1,335	8	4	0	0	3	4	4	
			即時発行分	4,567	62	23	0	0	26	23	23	
			小計	5,902	70	27	0	0	29	27	27	
		被害内訳	住家	床下	2,093	2	0	0	0	0	0	0
			車	2,881	41	20	0	0	16	0	0	
小屋	1,090	1	0	0	0	1	0	0				

2. 被災調査状況

①調査体制

調査体制	9月30日(火)	10月1日(水)	10月2日(木)	10月3日(金)	10月6日(月)	10月7日(火)	10月8日(水)
班体制	★ 1班体制	★ 1班体制	なし	★ 1班体制	★ 1班体制	★ 2班体制	なし
構成	八代市						
	県町村会計						
	県市長会計						

②調査状況

調査校区	代陽	1			1	0	0
	八代				1	0	1
	太田郷				0	1	0
	植柳				0	0	0
	麦島	1			0	0	0
	松高	3			3	0	1
	八千把		3		1	0	1
	高田	1			0	0	0
	金剛				0	0	0
	郡築				2	0	0
	昭和		1		0	0	0
	宮地				0	0	0
	龍峯				0	0	0
	日奈久				0	0	0
	二見				0	0	0
	坂本				0	0	0
	千丁		3		0	1	2
	鏡				1	0	0
	東陽				0	0	0
	泉				0	0	0
合計	6	7	0	9	2	5	

前回
(9/25)比

1,315 (+38)
98.50 (▲0.49)

申請数(1,335件)に対する割合

3. 証明書交付状況

	9月30日(火)	10月1日(水)	10月2日(木)	10月3日(金)	10月6日(月)	10月7日(火)	10月8日(水)
り災証明書 発送内訳	全壊						2
	大規模半壊						6
	中規模半壊						0
	半壊		9	5		8	14
	準半壊	3	5	2		1	8
	一部損壊	3		2		1	1
	日計	6	14	9	0	10	0
	累計	1,254	1,268	1,277	1,277	1,287	1,287

1,310 (+169)

申請数(1,335件)に対する割合

98.13 (+ 9.68)

調査数(1,315件)に対する割合

99.62 (+10.27)

5. 市税等の減免申請状況

月日		累計	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8
曜日	木		金	土	日	月	火	水	
減免申請受付件数	本庁	183	17	7	0	0	6	4	0
	坂本支所	0							
	千丁支所	73		7			11	1	
	鏡支所	46	1	2			2	2	
	東陽支所	1					1		
	泉支所	2							
	日奈久出張所	0							
	龍峯出張所	3	1						
	オンライン	16		6	3		4	2	1
	合計	324	19	22	3	0	24	9	1

市民環境対策部 対応状況

1. 災害ごみの対応状況（10/8までの実績）

（単位：台）

日付	水処理センター	鏡支所	千丁東グラウンド	龍峯臨時集積所	エコエイト	合計
8/12(火)～ 8/31(日)実績	5,523	4,447	3,021		787	13,778
9月実績	2,591	1,493		896	377	4,461
10/1(水)	14				3	17
10/2(木)	17				3	20
10/3(金)	43					43
10/4(土)	73					73
10/5(日)	7					7
10/6(月)					11	11
10/7(火)	40				1	41
10/8(水)	21				3	24
累計	8,329	5,940	3,021	896	1,185	19,371

○災害ごみは、7種類（家具類、布団、木くず、畳、家電製品、金属類、廃プラ）

※受入期間：水処理センター仮置場8/13～9/30、鏡支所8/14～9/10、千丁東グラウンド8/20～8/30、龍峯臨時集積所9/13～9/30、エコエイト（減免）8/12～9/30。

※10/1以降、水処理センター仮置場及びエコエイトでは、り災証明をお持ちで期間内にやむを得ず処理ができなかった方を対象に、災害ごみの受入れを継続。

2. 屋内消毒の対応状況（10/8までの実績）

（消毒液の配布状況）

（単位：本）

日付	エコエイト	各支所	各コミセン	合計
8/25(月)～ 8/31(日)実績	294	742	877	1,913
9月実績	19	183	306	508
10/1(水)	0	1	0	1
10/2(木)	0	2	1	3
10/3(金)	0	1	0	1
10/4(土)				
10/5(日)				
10/6(月)	0	3	4	7
10/7(火)	1	1	6	8
10/8(水)	0	1	3	4
累計	314	934	1,197	2,445

○消毒液の発注数3,500本に対し、すべて納品済み。

3.被災者支援に関する総合相談・申請窓口の受付状況（10/8までの実績）

○被災された方々の生活再建を支援するため、9/19（金）より市役所本庁2階に専用窓口を設置。

受付日	曜日	受付件数	相談内容												
			り災証明	自動車	浸水土砂	災害ごみ	安否情報	住居設備	上下水道	ボランティア	支援金	税減免	農業	その他	日計
9月19日	金	14	3	2				8	1			7		2	23
9月22日	月	9		1				6			2	2		2	13
9月24日	水	8	5					3			1	2	2	1	14
9月25日	木	10	4	1				3		1	1	1	2	1	14
9月26日	金	5	1	1	1			4			2	2			11
9月29日	月	16	1	2	0	2		9			2	1	2	1	20
9月30日	火	8	1	2	1	1		4			3	1	1	4	18
10月1日	水	11		3	1	1		2			2	1	1	2	13
10月2日	木	8	2	3				2		1	3	1			12
10月3日	金	5	3	3	2							4			12
10月6日	月	12	3	5	1			4	1		2	1		1	18
10月7日	火	8	1	3	1			3			1	2		1	12
10月8日	水	3	2	1				2			1	1			7
計		117	26	27	7	4	0	50	2	2	20	26	8	15	187

○周知方法：市ホームページ、市公式SNS

○相談内容「その他」：確定申告（雑損控除）、事業者からの移転相談など

健康福祉対策部 報告資料

※数値は10/8(水)現在

(1) 被災者への給付等

	申請件数
災害見舞金の支給	835 件
災害弔慰金の支給	0 件
被災者生活再建支援金の支給	2 件
災害援護資金の貸付	0 件

(2) 税金・保険料等の減免措置

- ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、介護保険サービス利用料の減免
- ・国民年金保険料の免除

(3) 被災者の生活再建支援

【避難所への避難者の健康支援】 保健師等の定期的な巡回により確認し、健康相談やアドバイスを実施し、必要に応じて医療・介護等につなげる。

【在宅の被災者の状況確認】 保健師等の訪問等により健康状態等を確認する。支援が必要な家庭については、支援を継続、必要に応じて関係部署が連携し、医療・福祉・介護・住宅支援等につなげる。

訪問件数:2,272 件	面談件数:1,117 件	うち要支援者:52 人
--------------	--------------	-------------

【住宅支援に関する訪問】 県と連携し、9/22、25 に龍峯地域の被災世帯を52件訪問し、住宅等に関する状況を確認し、支援を行った。

【障がい者の状況確認】 10/8 から8日間、対象者100名程度を訪問し、状況把握、生活支援等を行う。

【独居高齢者の状況確認】 10/10から13日間、対象者190名程度を訪問し、状況把握、生活支援等を行う。

【地域支え合いセンターにおける生活再建支援】 ※準備中

生活支援相談員を配置し、在宅や応急仮設住宅等の被災者に対し、訪問等による見守りや健康・生活支援、地域交流の促進などの総合的な支援を行う。

(5) 宿泊施設(旅館・ホテル避難所)の提供 (協力施設 9 施設)

- ・ホテル避難者 4 世帯 4 名 (ホテルウイング)

(6) 義援金の受入れ ・法人・団体 22 、個人 26 計 58 件 14,115,291 円

(7) 被災者への入浴支援 ・千丁健康温泉センター、入浴施設等 14 施設にて実施

(8) 災害ボランティアセンター(社会福祉協議会) ※10月から金・土曜日で活動

ボランティアニーズ	281 件	ボランティア活動参加 (団体人数も含む)	延べ 2,786 人
完了件数	250 件	ボランティア団体参加	延べ 167 団体
未完了件数	31 件		

令和7年10月9日

経済文化交流対策部(第18報)

【ふるさと納税】 災害支援を目的とした寄付の状況 (※累計)

(単位：件、円)

種別	支援項目・プロジェクト名		9月3日現在	9月10日現在	9月17日現在	9月24日現在	10月9日現在
各サイトに支援 項目を追加し たもの	大雨災害支援	件数	5,444	10,242	16,184	22,435	34,605
		金額	79,637,764	147,239,264	231,601,264	321,041,764	506,841,394
	被災農家支援	件数	－	－	2,349	3,586	5,955
		金額	－	－	34,654,500	52,899,500	89,351,100
クラウドファン ディング	イグサ農家支援 クラウドファンディング	件数	38	659	1,740	3,245	7,449
		金額	649,000	10,233,000	28,151,500	54,358,000	130,533,100
件数計			5,482	10,901	20,273	29,266	48,009
金額計			80,286,764	157,472,264	294,407,264	428,299,264	726,725,594

排水機場稼働実績表について

【概要】

8月10日から12日にかけて、排水機場の運転状況と干潮や満潮、雨量等を表示し、箇所別、管理者別により一覧で整理したもの

- ・管理者別：市管理15か所、土地改良区管理10箇所、地元水利組合等7箇所
- ・凡例：実働表3ページ下部に記載

○本市の排水機場(主要25箇所)の計画規模

- ・熊本県が排水機場を計画する場合に使用する確率降雨量

区 分	事業区分	確率降雨量(1日)	機場数
1/10年確率	排水対策特別事業	219.6mm	14箇所
1/20年確率	湛水防除事業	258.8mm	10箇所
1/30年確率	特別な要件によるもの	282.7mm	1箇所

【参考】

- ・8月11日 24時間雨量:377.5mm(午前0時から正午までに観測)
- ・8月11日は、熊本県の確立降雨量の基準において、1/100 確率 358.4mmに相当する雨量であった。

○降雨が続く状況でも排水運転出来ない要件について

①大韃川流域

- ・本流域は、地形上、直接海へ排水することが出来ない。
- ・県の河川改修事業により堤防嵩上対策が実施中。
- ・大韃樋門が開かず河川の水位上昇による堤防からの越流を防ぐため運転停止水位に達した場合は、一時停止する。

②郡築大碓排水機場(郡築4番町)

- ・郡築大碓排水機場の排水先の水路は、最下流の大島樋門が開かなければ海側へ排水することが出来ない。
- ・排水先の水位上昇による堤防からの越流を防ぐため運転停止水位に達した場合は、一時停止する。

建設部所管 被害状況

区分	9/11現在（前回報告）		10/9現在	
	件数	被害額（千円）	件数	被害額（千円）
河川	74	160,100	74	160,100
道路	312	835,300	315	841,800
下水道・集落排水	13	57,400	13	57,400
都市下水路	24	58,150	24	58,150
公園等	48	242,770	48	242,770
宅地内堆積土砂	6	388,100	5	388,100
公営住宅	29		29	
計	506	1,741,820	508	1,748,320
通行止め	19		9	

建設部所管の被災者支援に関する支援制度

【公共料金の減免措置】

○下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・公共浄化槽使用料の減免

全て減免（床上浸水）：507世帯

基本使用料以外減免（床下浸水）：100世帯

○下水道受益者負担金（分担金）の徴収猶予

【住まいの確保】

○賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）

県への申請件数：26件

○住宅の応急修理

相談件数：378件 申請件数：177件

○浸水住宅修理等に係る相談窓口

龍峯コミセン：11名（9/10から開始） 毎週水曜日 10/15終了

千丁コミセン：21名（明日から開始） 毎週金曜日 10/17終了

被害報告内訳(道路)【土木課・産業建設課】

番号	課名	事務所名	区分	市道・河川名	被災状況	被災額 (千円)	補助事業費 (千円)	単独事業費 (千円)	備考	着工	完了	通行止
1	土木課	本庁	道路	東片町興善寺町線	土砂堆積 L=175m	600	0	600		○	○	通行可
2	土木課	本庁	道路	川田町西地内道路	土砂堆積 L=110m 暗渠閉塞 L=130m	10,000	0	10,000		○	○	通行可
3	土木課	本庁	道路	東片町興善寺町線 川田町東地内道路	土砂堆積 L=80m 側溝土砂堆積 L=120m	2,000	0	2,000		○	○	通行可
4	土木課	本庁	道路	東片町興善寺町線	土砂堆積 L=150m	1,000	0	1,000		○	○	通行可
5	土木課	本庁	道路	岡町谷川興善寺線	土砂堆積 L=200m	5,000	5,000	0	査定対応	○	○	通行可
6	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	土砂堆積 L=100m	1,000	0	1,000		○	○	通行可
7	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	土砂堆積 L=100m	5,000	0	5,000				通行可
8	土木課	本庁	道路	敷川内町3号線	土砂堆積 L=110m	5,000	0	5,000		○	○	通行可
9	土木課	本庁	道路	興善寺町2号線	土砂堆積 L=330m	20,000	20,000	0	査定対応 工事請負費20,000、委託費1,000	○	○	通行可
10	土木課	本庁	道路	岡町谷川4号線	土砂堆積 L=300m	5,000	0	5,000				通行可
11	土木課	本庁	道路	岡町中7号線	土砂堆積 L=200m	15,000	15,000	0	査定対応	○	○	通行可
12	土木課	本庁	道路	川田町東3号線	土砂堆積 L=200m	5,000	0	5,000		○	○	通行可
13	土木課	本庁	道路	岡町谷川1号線外2路線	土砂堆積 L=410m	30,000	30,000	0	査定対応 工事請負費30,000、委託費1,000	○	○	通行可
14	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	土砂堆積 L=70m	300	0	300		○	○	通行可
15	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	路肩崩壊 L=5m	500	0	500				通行可
16	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	土砂堆積 L=20m 側溝土砂堆積 L=70m	2,000	0	2,000		○	○	通行可
17	土木課	本庁	道路	岡町中地内道路	路面炎 L=45m	3,000	0	3,000		○		通行可
18	土木課	本庁	道路	岡町小路4号線	防護柵倒壊 L=65m 土砂撤去 N=1箇所 流木撤去 N=1箇所	5,000	0	5,000		○		通行可
19	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	側溝土砂堆積 L=90m	1,000	0	1,000		○		通行可
20	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	法面崩壊 L=8m、H=10m	1,000	0	1,000				通行可
21	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	土砂堆積 L=40m	600	0	600				通行可
22	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	土砂堆積 L=100m	1,000	0	1,000		○		通行可
23	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	暗渠閉塞 L=35m 側溝土砂堆積 L=35m	1,000	0	1,000				通行可
24	土木課	本庁	道路	興善寺町7号線	土砂堆積 L=40m 側溝土砂堆積 L=40m	1,000	0	1,000		○		通行可
25	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	土砂堆積 L=100m 側溝清掃 L=200m	3,000	0	3,000		○	○	通行可
26	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	法面崩壊 L=不明、H=不明	3,000	0	3,000		○		通行可
27	土木課	本庁	道路	東片町興善寺町線	側溝土砂堆積 L=80m	400	0	400				通行可
28	土木課	本庁	道路	川田町東地内道路	土砂堆積 L=80m 側溝土砂堆積 L=40m 暗渠閉塞N=1箇所	900	0	900				通行可
29	土木課	本庁	道路	東片町興善寺町線	土砂堆積 L=150m	600	0	600				通行可
30	土木課	本庁	道路	東片町興善寺町線	土砂堆積 L=140m	1,000	0	1,000		○	○	通行可
31	土木課	本庁	道路	日奈久下西町地内道路	側溝土砂堆積 L=10m	200	0	200				通行可
32	土木課	本庁	道路	妙見町地内道路	土砂堆積 L=170m	600	0	600		○	○	通行可
33	土木課	本庁	道路	奈良木町平山町線	土砂堆積 L=2000m	4,000	0	4,000		○		通行可
34	土木課	本庁	道路	豊原上町奈良木町2号線	土砂堆積 L=100m	1,000	0	1,000		○	○	通行可
35	土木課	本庁	道路	平山新町16号線	土砂堆積 L=100m	1,000	0	1,000		○		通行可
36	土木課	本庁	道路	平山新町地内道路	水路土砂堆積 L=50m	600	0	600				通行可
37	土木課	本庁	道路	濃町平山新町線	土砂堆積 L=300m	3,000	0	3,000		○	○	通行可
38	土木課	本庁	道路	豊原下町奈良木町3号線	土砂堆積 L=100m	1,000	0	1,000		○	○	通行可
39	土木課	本庁	道路	西宮町宮地町1号線	土砂堆積 L=100m	1,000	0	1,000				通行可
40	土木課	本庁	道路	宮地町10号線	土砂堆積 L=50m	500	0	500				通行可
41	土木課	本庁	道路	宮地町妙見町1号線	土砂堆積 L=200m	2,000	0	2,000				通行可
42	土木課	本庁	道路	妙見町地内道路	路肩崩壊 L=20m	600	0	600				通行可
43	土木課	本庁	道路	宮地町東片町線	土砂堆積 L=200m	2,000	0	2,000				通行可
44	土木課	本庁	道路	永碓町高島町線	側溝土砂堆積 L=50m	600	0	600		○	○	通行可
45	土木課	本庁	道路	十条町地内道路	側溝土砂堆積 L=90m	600	0	600				通行可

被害報告内訳(道路)【土木課・産業建設課】

番号	課がい名	事務所名	区分	市道・河川名	被災状況	被災額 (千円)	補助事業費 (千円)	単独事業費 (千円)	備考	着工	完了	運行止
46	土木課	本庁	道路	新地町永塚町線	側溝土砂堆積 L=60m	400	0	400				通行可
47	土木課	本庁	道路	海士江町井上町線	土砂堆積 L=200m	800	0	800				通行可
48	土木課	本庁	道路	竜西南北20号線	水路土砂堆積 L=50m	300	0	300				通行可
49	土木課	本庁	道路	竹原町1号線	土砂堆積 L=100m	600	0	600				通行可
50	土木課	本庁	道路	大島町1号線	土砂堆積 L=90m 側溝土砂堆積 L=10m	1,000	0	1,000		○	○	通行可
51	土木課	本庁	道路	日奈久下西町5号線	側溝土砂堆積 L=200m	1,300	0	1,300				通行可
52	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	土砂堆積 L=25m	600	0	600		○	○	通行可
53	土木課	本庁	道路	興善寺町岡町小路線	土砂堆積 L=200m	1,000	0	1,000		○	○	通行可
54	土木課	本庁	道路	高小原町古閑浜町線	土砂堆積 L=100m	600	0	600				通行可
55	土木課	本庁	道路	岡町小路3号線	土砂堆積 L=5m	200	0	200		○	○	通行可
56	土木課	本庁	道路	妙見町地内道路	路肩崩壊(兼用護岸) L=6m	3,000	0	3,000		○	○	通行可
57	土木課	本庁	道路	田中東町9号線外10路線	土砂堆積 L=2000m	600	0	600		○	○	通行可
58	土木課	本庁	道路	東町2号線	土砂堆積 L=50m 路面炎 L=40m 擁壁崩壊 L=10m	30,000	30,000	0	査定対応 工事請負費30,000、委託費8,000	○	○	通行可
59	土木課	本庁	道路	宮地東町線	法面前壊 L=10m	600	0	600				通行可
60	土木課	本庁	道路	東町3号線	法面前壊 L=30m	600	0	600				通行可
61	土木課	本庁	道路	宮地東町線	路肩崩壊 L=10m H=8m	600	0	600	査定対応(応急復旧分)			通行可
62	土木課	本庁	道路	田中北町田中西町線外10路線	土砂堆積 L=2000m	600	0	600				通行可
63	土木課	本庁	道路	東町地内道路	防護柵破損 L=50m	1,000	0	1,000				通行可
64	土木課	本庁	道路	豊原上町奈良木町4号線	土砂堆積 L=100m	5,000	0	5,000				通行可
65	土木課	本庁	道路	堆積土等処分業務委託		20,000	0	20,000	8月専決: 10,000千円 9月専決: 10,000千円			—
66	土木課	本庁	道路	道路測量設計業務委託		40,000	0	40,000	8月専決: 10,000千円 9月専決: 30,000千円	○		—
67	土木課	本庁	道路	二見赤松町須田線	擁壁崩壊 L=20m 側溝土砂堆積 L=2500m	10,000	0	10,000		○		通行可
68	土木課	本庁	道路	興善寺町地内道路	土砂堆積 L=100m	1,000	0	1,000		○		通行可
69	土木課	本庁	道路	岡町谷川2号線	土砂堆積 L=70m	700	0	700		○	○	通行可
70	土木課	本庁	道路	興善寺町地内道路	路肩崩壊 L=30m	8,000	0	8,000				運行止
71	土木課	本庁	道路	横手新町横手町線	側溝土砂堆積 L=5m	300	0	300				通行可
72	土木課	本庁	道路	古籠町地内道路	土砂堆積 L=145m	400	0	400		○	○	通行可
73	土木課	本庁	道路	松崎町横手町線	土砂堆積 L=300m	800	0	800		○	○	通行可
74	土木課	本庁	道路	興善寺町地内道路	土砂堆積 L=100m	300	0	300		○		通行可
75	土木課	本庁	道路	興善寺町地内道路	土砂堆積 L=200m	600	0	600		○		通行可
76	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	路肩崩壊 L=5m	600	0	600				通行可
77	土木課	本庁	道路	興善寺町4号線	土砂堆積 L=100m	1,000	0	1,000		○		通行可
78	土木課	本庁	道路	古籠町地内道路	土砂堆積 L=200m	600	0	600				通行可
79	土木課	本庁	道路	二見赤松町須田線	暗渠呑口・吐口閉塞 N=6箇所 路肩崩壊 L=6m	10,000	0	10,000		○		通行可
80	土木課	本庁	道路	日奈久大坪町3号線	路肩崩壊 L=20m	600	0	600				通行可
81	土木課	本庁	道路	豊原上町奈良木町2号線	側溝土砂堆積 L=120m	1,000	0	1,000		○	○	通行可
82	土木課	本庁	道路	宮地東町線	路肩崩壊 L=30m H=8m	50,000	50,000	0	査定対応 工事請負費50,000、委託費 15,000			通行可
83	土木課	本庁	道路	竜西東西1号線	保護路肩崩壊 L=10m H=1m	600	0	600				通行可
84	土木課	本庁	道路	岡町中岡町小路線	保護路肩崩壊 L=300m H=3m	3,000	0	3,000				通行可
85	土木課	本庁	道路	思舎丸町上片町線	排水ポンプ制御盤ショート	1,000	0	1,000				通行可
86	土木課	本庁	道路	松崎町田中町線	街路灯制御盤ショート	600	0	600				通行可
87	土木課	本庁	道路	大村町地内道路	側溝土砂堆積 L=30m	300	0	300				通行可
88	土木課	本庁	道路	大村町竹原町2号線	側溝土砂堆積 L=20m	200	0	200				通行可
89	土木課	本庁	道路	水島町高橋本町2号線	側溝土砂堆積 L=200m	2,000	0	2,000				通行可
90	土木課	本庁	道路	宮地東町線	路肩崩壊 L=10m H=8m	20,000	20,000	0	査定対応 工事請負費20,000、委託費 15,000			通行可
91	土木課	本庁	道路	敷川内町5号線	路面炎 L=5m	600	0	600		○		通行可
92	土木課	本庁	道路	川田町東4号線	土砂堆積 L=100m 路面清掃 L=2000m	5,000	0	5,000		○		通行可
本庁 管内内訳					90箇所	376,800	170,000	206,800		48	31	本庁運行止 ⇒1箇所

被害報告内訳(道路)【土木課・産業建設課】

番号	課がい名	事務所名	区分	市道・河川名	被災状況	被災額 (千円)	補助事業費 (千円)	単独事業費 (千円)	備考	着工	完了	運行止	
1	産業建設課	坂本	道路	下深水・板ノ平線	土砂流出 L=10.0m,V=10m3	400		400		○		通行可	
2	産業建設課	坂本	道路	上深水・九折線	土砂流出 L=70.0m,V=20m3	400		400				通行可	
3	産業建設課	坂本	道路	深水・走水線	崩土 L=5.0m,H=2.0m,V=5.0m3	300		300				通行可	
4	産業建設課	坂本	道路	深水・走水線	崩土 L=10.0m,H=8.0m,V=40.0m3	600		600				通行可	
5	産業建設課	坂本	道路	今泉・袈裟堂線	土砂流出 L=10.0m,V=5m3	300		300		○	○	通行可	
6	産業建設課	坂本	道路	今泉・袈裟堂線	土砂流出 L=30.0m,V=50m3	600		600		○	○	通行可	
7	産業建設課	坂本	道路	今泉・袈裟堂線	土砂流出 L=30.0m,V=5m3	200		200		○	○	通行可	
8	産業建設課	坂本	道路	今泉・袈裟堂線	土砂流出・集水側閉塞 L=20.0m,V=60m3	600		600		○	○	通行可	
9	産業建設課	坂本	道路	今泉・袈裟堂線	土砂流出・集水側閉塞 L=30.0m,V=30m3	400		400		○	○	通行可	
10	産業建設課	坂本	道路	今泉・袈裟堂線	土砂流出 L=50.0m,V=30m3	400		400		○	○	通行可	
11	産業建設課	坂本	道路	今泉・袈裟堂線	路肩決壊 L=3.0m,H=1.5	500		500		○	○	通行可	
12	産業建設課	坂本	道路	今泉・金剛線	暗渠閉塞 L=2.0,W=3.0m,H=2.0m,V=12.0m3	400		400		○		通行可	
13	産業建設課	坂本	道路	合志野・洪利線	崩土 L=10.0m,H=2.0m,V=10.0m3	400		400				通行可	
14	産業建設課	坂本	道路	馬廻・板ノ平線	路面清掃 L=200m,W=3.0m	600		600				通行可	
15	産業建設課	坂本	道路	陣ノ内・黒岩線	落石 L=0.7m,H=0.7m,W=0.5m	200		200				通行可	
16	産業建設課	坂本	道路	横石・小川線	土砂・流木堆積 L=40.0m,V=30m3	600		600		○	○	通行可	
17	産業建設課	坂本	道路	横石・小川線	土砂堆積 L=40.0m,V=40m3	600		600				通行可	
18	産業建設課	坂本	道路	馬廻・板ノ平線	流木・土砂流出 L=400m,W=3.0m	600		600				通行可	
19	産業建設課	坂本	道路	下村・大久保線	流木・土砂流出 L=100m,W=1.0m	600		600				通行可	
20	産業建設課	坂本	道路	段線	排水施設閉塞 L=5.0m,W=0.3m	300		300				通行可	
21	産業建設課	坂本	道路	横石・小川線	排水施設閉塞 L=50.0m,W=0.3m	500		500				通行可	
坂本 管内内訳						21箇所	9,500	0	9,500		10	8	
1	産業建設課	千丁	道路	上土線	土砂堆積 L=100m	300		300		○	○	通行可	
2	産業建設課	千丁	道路	甘竹2号線	土砂・流木堆積 L=10m	200		200		○	○	通行可	
3	産業建設課	千丁	道路	小牟田2号線	土砂堆積 L=40m	200		200		○	○	通行可	
4	産業建設課	千丁	道路	小牟田2号線(その2)	土砂堆積 L=50m	200		200		○	○	通行可	
5	産業建設課	千丁	道路	測前反頭線	土砂堆積 L=50m	100		100		○	○	通行可	
6	産業建設課	千丁	道路	測前反頭線(その2)	土砂堆積 L=70m	300		300		○	○	通行可	
7	産業建設課	千丁	道路	北測前2号線	土砂・流木堆積 L=50m	300		300		○	○	通行可	
8	産業建設課	千丁	道路	北測前2号線(その2)	流木堆積 L=30m	200		200		○	○	通行可	
9	産業建設課	千丁	道路	藻川線	土砂堆積 L=70m	200		200		○	○	通行可	
10	産業建設課	千丁	道路	藻川線(その2)	土砂堆積 L=50m	150		150		○	○	通行可	
11	産業建設課	千丁	道路	藻川線(その3)	土砂堆積 L=100m	200		200		○	○	通行可	
12	産業建設課	千丁	道路	中ノ丸丸田線	道路路面崩壊 L=5m	80		80		○	○	通行可	
13	産業建設課	千丁	道路	北測前線	土砂堆積 L=150m	400		400		○	○	通行可	
14	産業建設課	千丁	道路	岡志久2号線	流木堆積 L=10m	300		300		○	○	通行可	
15	産業建設課	千丁	道路	太新線	土砂堆積 L=100m	300		300		○	○	通行可	
16	産業建設課	千丁	道路	丸田2号線	土砂堆積 L=30m	100		100		○	○	通行可	
17	産業建設課	千丁	道路	中間大慶線	流木堆積 L=10m	50		50		○	○	通行可	
18	産業建設課	千丁	道路	美名尻小代線	土砂堆積 L=100m	50		50		○	○	通行可	
19	産業建設課	千丁	道路	小代線	流木堆積 L=10m	50		50		○	○	通行可	
20	産業建設課	千丁	道路	火葬場線	土砂堆積 L=50m	120		120		○	○	通行可	
21	産業建設課	千丁	道路	中ノ丸丸田線	アスファルト舗装崩壊 5㎡	300		300		○		通行可	
22	産業建設課	千丁	道路	小牟田2号線	道路路肩崩壊 延長=50m 幅=2.0m	500		500				通行可	
23	産業建設課	千丁	道路	小牟田2号線(その2)	道路路肩崩壊 延長=35m 幅=1.0m	400		400				通行可	
24	産業建設課	千丁	道路	小牟田2号線(その3)	道路路肩崩壊 延長=10m 幅=1.0m	300		300				通行可	
25	産業建設課	千丁	道路	小代川原線	道路継ぎ目損傷 延長=1m 幅=0.1m	500		500		○		通行可	
26	産業建設課	千丁	道路	丸田線	道路舗装崩壊 延長=40m 幅=30.0m	500		500				通行可	
27	産業建設課	千丁	道路	西牟田上中線	道路路肩崩壊 延長=70m 幅=2.5m	500		500				通行可	
28	産業建設課	千丁	道路	北村新牟田線	舗装損傷 延長=5m 幅=1.0m	200		200		○		通行可	
千丁 管内内訳						28箇所	7,000	0	7,000		23	20	

被害報告内訳(道路)【土木課・産業建設課】

番号	課かいい	事務所名	区分	市道・河川名	被災状況	被災額 (千円)	補助事業費 (千円)	単独事業費 (千円)	備考	着工	完了	運行止
1	産業建設課	鏡	道路	不知火幹線側道	路肩前壊 延長15m 幅1.2m	300		300				通行可
2	産業建設課	鏡	道路	上鏡芝口野崎線	舗装ひび割れ、段差 延長40m 幅2.5m	500		500				通行可
3	産業建設課	鏡	道路	有佐貝洲大江湖線	舗装ひび割れ、段差 延長15m 幅6.0m	500		500				通行可
4	産業建設課	鏡	道路	郷開工業団地1号線	舗装ひび割れ、段差 延長15m 幅3.0m	500		500				通行可
5	産業建設課	鏡	道路	郷開工業団地1号線	舗装ひび割れ、段差(その2) 延長10m 幅3.0m	500		500				通行可
6	産業建設課	鏡	道路	郷開工業団地1号線	舗装ひび割れ、段差(その3) 延長15m 幅3.0m	500		500				通行可
7	産業建設課	鏡	道路	郷開工業団地2号線	舗装ひび割れ、段差 延長15m 幅3.0m	500		500				通行可
8	産業建設課	鏡	道路	郷開工業団地2号線	舗装ひび割れ、段差(その2) 延長15m 幅3.0m	500		500				通行可
9	産業建設課	鏡	道路	宮下稲雲線	舗装ひび割れ、段差 延長10m 幅3.0m	500		500				通行可
10	産業建設課	鏡	道路	下村7号線	舗装ひび割れ、段差 延長5m 幅1.1m	200		200				通行可
11	産業建設課	鏡	道路	下村9号線	舗装段差 延長30m 幅2.0m	500		500				通行可
12	産業建設課	鏡	道路	有佐幹線水路管理線	舗装ひび割れ、段差 延長20m 幅2.5m	500		500				通行可
13	産業建設課	鏡	道路	中島7号線	路肩前壊 延長20m 幅0.8m	400		400				通行可
鏡管内内訳 19箇所						5,900	0	5,900		0	0	
1	産業建設課	東陽	道路	黒淵城平線	路肩前壊	30,000	30,000	0	査定対応 工事請負費30,000、委託費1,500			通行止 迂回路あり
2	産業建設課	東陽	道路	西原琵琶古閑線①	路肩前壊、舗装損傷	8,000	8,000	0	査定対応 工事請負費8,000、委託費3,500			通行可
3	産業建設課	東陽	道路	西原琵琶古閑線②	側溝内土砂堆積、崩土	600		600	緊急施工伺済	○	○	通行可
4	産業建設課	東陽	道路	西原琵琶古閑線③	土砂流出	200		200		○	○	通行可
5	産業建設課	東陽	道路	西原琵琶古閑線④	路肩前壊	500		500				通行可
6	産業建設課	東陽	道路	西原琵琶古閑線⑤	路肩前壊	100		100				通行可
7	産業建設課	東陽	道路	西原琵琶古閑線⑥	路肩前壊	600		600				通行可
8	産業建設課	東陽	道路	五反田西山線①	法面前壊、崩土	50,000	50,000		県林務課協議中			通行止 迂回路あり
9	産業建設課	東陽	道路	五反田西山線②	路肩前壊	500		500				通行可
10	産業建設課	東陽	道路	箱石池ノ原線①	土砂流出・路肩前壊	600		600				通行可
11	産業建設課	東陽	道路	箱石池ノ原線②	土砂流出	100		100				通行可
12	産業建設課	東陽	道路	箱石池ノ原線③	土砂流出	300		300				通行可
13	産業建設課	東陽	道路	箱石池ノ原線④	土砂流出	100		100				通行可
14	産業建設課	東陽	道路	中ノ瀬川	倒木・土砂流出	100		100				通行可
15	産業建設課	東陽	道路	黒淵線①	路肩前壊	600		600				通行可
16	産業建設課	東陽	道路	黒淵線②	法面前壊	25,000	25,000		査定対応 工事請負費25,000、委託費2,500			通行止 迂回路あり
17	産業建設課	東陽	道路	黒淵線③	崩土	600		600				通行可
18	産業建設課	東陽	道路	黒淵線④	崩土	300		300				通行可
19	産業建設課	東陽	道路	黒淵線⑤	崩土	100		100				通行可
20	産業建設課	東陽	道路	赤山新開線	崩土	600		600		○		通行可
21	産業建設課	東陽	道路	赤山油谷線①	崩土・暗渠閉塞	600		600	緊急施工伺済	○	○	通行可
22	産業建設課	東陽	道路	赤山油谷線②	崩土	300		300		○	○	通行可
23	産業建設課	東陽	道路	畑中黒淵線①	崩土	300		300				通行可
24	産業建設課	東陽	道路	畑中黒淵線②	崩土	300		300				通行可
25	産業建設課	東陽	道路	畑中黒淵線③	崩土	300		300				通行可
26	産業建設課	東陽	道路	畑中黒淵線④	道路陥没	600		600				通行可
27	産業建設課	東陽	道路	杉の本赤山線①	路肩前壊	300		300				通行可
28	産業建設課	東陽	道路	杉の本赤山線②	崩土	600		600	緊急施工伺済	○	○	通行可
29	産業建設課	東陽	道路	杉の本赤山線③	崩土	600		600				通行可
30	産業建設課	東陽	道路	杉の本赤山線④	路肩前壊	600		600				通行可
31	産業建設課	東陽	道路	杉の本赤山線⑤	舗装	500		500				通行可
32	産業建設課	東陽	道路	新開箱石線①	崩土	200		200		○	○	通行可
33	産業建設課	東陽	道路	新開箱石線②	崩土	100		100		○	○	通行可
34	産業建設課	東陽	道路	新開箱石線③	崩土	200		200				通行可
35	産業建設課	東陽	道路	新開箱石線④	暗渠閉塞・土砂流出	500		500		○	○	通行可
36	産業建設課	東陽	道路	新開箱石線⑤	崩土	300		300		○	○	通行可
37	産業建設課	東陽	道路	新開箱石線⑥	暗渠閉塞	500		500		○	○	通行可
38	産業建設課	東陽	道路	新開箱石線⑦	土砂流出、路肩前壊	500		500		○	○	通行可
39	産業建設課	東陽	道路	鶴美生線①	土砂流出	100		100		○	○	通行可
40	産業建設課	東陽	道路	鶴美生線②	土砂流出	200		200		○	○	通行可
41	産業建設課	東陽	道路	椎屋線①	側溝閉塞	300		300		○	○	通行可
42	産業建設課	東陽	道路	椎屋線②	土砂流出	300		300		○	○	通行可
43	産業建設課	東陽	道路	椎屋線③	土砂流出	300		300		○	○	通行可

被害報告内訳(道路)【土木課・産業建設課】

番号	課がい名	事務所名	区分	市道・河川名	被災状況	被災額 (千円)	補助事業費 (千円)	単独事業費 (千円)	備考	着工	完了	通行止
44	産業建設課	東陽	道路	椎屋線④	暗渠閉塞・土砂流出	600		600		○	○	通行可
45	産業建設課	東陽	道路	美生小原線	土砂流出	400		400		○	○	通行可
46	産業建設課	東陽	道路	中川崎線	崩土	300		300		○	○	通行可
47	産業建設課	東陽	道路	平山線①	路肩崩壊	300		300				通行可
48	産業建設課	東陽	道路	平山線②	路肩崩壊	500		500				通行可
49	産業建設課	東陽	道路	平山線③	路肩崩壊	500		500		○		通行可
50	産業建設課	東陽	道路	平山線④	路肩崩壊	600		600		○		通行可
51	産業建設課	東陽	道路	藤野平山線	土砂流出	300		300		○	○	通行可
52	産業建設課	東陽	道路	黒淵測の本線①	土砂等流出	100		100				通行可
53	産業建設課	東陽	道路	黒淵測の本線②	倒木	100		100		○	○	通行可
54	産業建設課	東陽	道路	黒淵測の本線③	路肩崩壊	100		100				通行可
55	産業建設課	東陽	道路	黒淵測の本線④	崩土	200		200		○	○	通行可
56	産業建設課	東陽	道路	黒淵測の本線⑤	路肩崩壊	100		100				通行可
57	産業建設課	東陽	道路	黒淵測の本線⑥	崩土	200		200		○	○	通行可
58	産業建設課	東陽	道路	黒淵測の本線⑦	崩土	300		300		○	○	通行可
59	産業建設課	東陽	道路	黒淵村中線①	崩土	600		600		○	○	通行可
60	産業建設課	東陽	道路	黒淵村中線②	路肩崩壊	300		300				通行可
61	産業建設課	東陽	道路	館原椎尾線①	道路崩壊	10,000	10,000		査定対応 工事請負費10,000、委託費2,500			通行止
62	産業建設課	東陽	道路	館原椎尾線②	倒木	400		400	緊急施工伺済	○	○	通行可
63	産業建設課	東陽	道路	館原椎尾線③	崩土	400		400	緊急施工伺済	○	○	通行可
64	産業建設課	東陽	道路	差野印地1号線	崩土	300		300				通行可
65	産業建設課	東陽	道路	黒淵村中1号線①	土砂流出	300		300				通行可
66	産業建設課	東陽	道路	黒淵村中1号線②	道路陥没	600		600		○	○	通行可
67	産業建設課	東陽	道路	早瀬村中線①	路肩崩壊	500		500				通行可
68	産業建設課	東陽	道路	早瀬村中線②	土砂流出	200		200				通行可
69	産業建設課	東陽	道路	久木野福手原線	土砂流出	300		300				通行可
70	産業建設課	東陽	道路	黒淵線⑥	崩土	500		500				通行可
71	産業建設課	東陽	道路	黒淵線⑦	崩土	200		200				通行可
72	産業建設課	東陽	道路	口の上小崎線①	路肩崩壊	600		600				通行可
73	産業建設課	東陽	道路	新開箱石線⑧	暗渠閉塞	200		200		○	○	通行可
74	産業建設課	東陽	道路	新開箱石線⑨	路肩崩壊	600		600				通行可
75	産業建設課	東陽	道路	久木野村中線	側溝閉塞	100		100				通行可
76	産業建設課	東陽	道路	鹿路線①	崩土	300		300				通行可
77	産業建設課	東陽	道路	鹿路線②	崩土	300		300				通行可
78	産業建設課	東陽	道路	西原琵琶古閑線⑦	路肩緩み	600		600				通行可
79	産業建設課	東陽	道路	平山線⑤	暗渠閉塞	600		600		○	○	通行可
80	産業建設課	東陽	道路	新開箱石線⑩	崩土	600		600		○	○	通行可
81	産業建設課	東陽	道路	新開箱石線⑪	崩土	600		600		○	○	通行可
				【測量設計】黒淵城平線		1,500		1,500				
				【測量設計】西原琵琶古閑線①		3,500		3,500				
				【測量設計】黒淵線②		2,500		2,500				
				【測量設計】館原椎尾線①		2,500		2,500				
				【測量設計】五反田西山線①		7,000		7,000				
東陽 管内内訳					81箇所	168,100	123,000	45,100		35	32	東陽通行止 →4箇所

被害報告内訳(道路)【土木課・産業建設課】

番号	課名	事務所名	区分	市道・河川名	被災状況	被災額 (千円)	補助事業費 (千円)	単独事業費 (千円)	備考	着工	完了	通行止 迂回路あり
1	産業建設課	泉	道路	山川内線	土砂流出 L=100m	600		600				通行可
2	産業建設課	泉	道路	矢山線	土砂流出 L=20m	200		200				通行可
3	産業建設課	泉	道路	矢山線	土砂流出 L=5m	100		100				通行可
4	産業建設課	泉	道路	矢山線	道路崩壊 L=20m	34,000	34,000		工事費:30,000千円 測量設計業務委託:4,000千円	○		通行止 迂回路あり
5	産業建設課	泉	道路	矢山線	路盤流出 L=10m	600		600				通行可
6	産業建設課	泉	道路	矢山線	暗渠閉塞 L=20m	600		600				通行可
7	産業建設課	泉	道路	矢山線	舗装凹凸 L=60m	600		600				通行可
8	産業建設課	泉	道路	矢山線	倒木撤去 N=1本	100		100				通行可
9	産業建設課	泉	道路	矢山線	土砂流出 L=50m	600		600				通行可
10	産業建設課	泉	道路	広平線	土砂流出 L=10m	600		600				通行可
11	産業建設課	泉	道路	広平線	里道復旧 L=30m	600		600				通行可
12	産業建設課	泉	道路	広平線	土砂撤去 L=30m	600		600				通行可
13	産業建設課	泉	道路	広平線	土砂流出 L=100m	600		600				通行可
14	産業建設課	泉	道路	広平・矢山線	土砂流出 L=10m	200		200				通行可
15	産業建設課	泉	道路	広平・矢山線	路肩土砂流出 L=5m	500		500				通行可
16	産業建設課	泉	道路	広平・矢山線	土砂流出 L=5m	200		200				通行可
17	産業建設課	泉	道路	広平・矢山線	倒木 N=1本	100		100				通行可
18	産業建設課	泉	道路	広平・矢山線	排水管閉塞 L=8m	200		200				通行可
19	産業建設課	泉	道路	広平・矢山線	排水管閉塞 L=10m	600		600				通行可
20	産業建設課	泉	道路	広平・矢山線	路肩崩壊、暗渠破損 L=100m	36,000	36,000		工事費:30,000千円 測量設計業務委託:6,000千円	○		通行止 迂回路あり
21	産業建設課	泉	道路	沢無田線	土砂流出 L=200m	600		600				通行可
22	産業建設課	泉	道路	轟・古屋敷線	土砂流出・倒木堆積 L=40m	23,000	23,000		工事費:20,000千円 測量設計業務委託:3,000千円	○	○	通行可
23	産業建設課	泉	道路	古屋敷線	土砂流出・倒木堆積 L=20m	13,000	13,000		工事費:10,000千円 測量設計業務委託:3,000千円	○	○	通行可
24	産業建設課	泉	道路	犬山線	舗装崩壊 L=100m	13,100	12,500	600	単独事業費:600千円 工事費:10,000千円 測量設計業務委託:2,500千円	○	○	通行可
25	産業建設課	泉	道路	泉・小川線	土砂流出・倒木・道路崩壊 L=250m	66,600	66,600		工事費:50,000千円 測量設計業務委託:10,000千円	○	○	通行止 迂回路あり
26	産業建設課	泉	道路	白岩戸線	倒木撤去 N=3本	100		100				通行可
27	産業建設課	泉	道路	野添・日当線	土砂流出 L=5m	100		100				通行可
28	産業建設課	泉	道路	日当・矢山線	路肩崩壊 L=10m	600		600				通行可
29	産業建設課	泉	道路	日当・矢山線	暗渠閉塞 L=5m	600		600				通行可
30	産業建設課	泉	道路	日当・矢山線	土砂流出 L=30m	600		600				通行可
31	産業建設課	泉	道路	日当・矢山線	舗装崩壊 L=30m	600		600				通行可
32	産業建設課	泉	道路	日当・矢山線	土砂流出 L=30m	600		600				通行可
33	産業建設課	泉	道路	深山谷線	土砂流出 L=100m	600		600				通行可
34	産業建設課	泉	道路	深山谷線	舗装崩壊 L=30m	600		600				通行可
35	産業建設課	泉	道路	糸原線	土砂流出 L=5m	100		100				通行可
36	産業建設課	泉	道路	糸原線	土砂流出 L=5m	100		100				通行可
37	産業建設課	泉	道路	糸原線	暗渠閉塞 L=5m	100		100				通行可
38	産業建設課	泉	道路	糸原線	暗渠閉塞 L=5m	100		100				通行可
39	産業建設課	泉	道路	糸原線	舗装崩壊 L=5m	200		200				通行可
40	産業建設課	泉	道路	横手・釈迦院線	路肩崩壊 L=20m	600		600				通行可
41	産業建設課	泉	道路	横手・釈迦院線	土砂流出・舗装崩壊 L=10m	600		600				通行可

被害報告内訳(道路)【土木課・産業建設課】

番号	課がい名	事務所名	区分	市道・河川名	被災状況	被災額 (千円)	補助事業費 (千円)	単独事業費 (千円)	備考	着工	完了	運行止	
42	産業建設課	泉	道路	木場・横手線	土砂流出 L=20m	400		400				通行可	
43	産業建設課	泉	道路	木場・横手線	倒木撤去 N=1本	100		100				通行可	
44	産業建設課	泉	道路	木場・横手線	土砂流出 L=20m	300		300				通行可	
45	産業建設課	泉	道路	打越・深山線	土砂流出 L=5m	100		100				通行可	
46	産業建設課	泉	道路	和小路線	土砂流出 L=30m	600		600				通行可	
47	産業建設課	泉	道路	井櫃線	法面崩壊 L=15m	600		600				通行可	
48	産業建設課	泉	道路	井櫃線	法面崩壊 L=20m	600		600				通行可	
49	産業建設課	泉	道路	宮の崎線	土砂撤去 L=30m	600		600				通行可	
50	産業建設課	泉	道路	宮の崎線	擁壁損傷 L=30m	24,000	24,000		工事費:20,000千円 測量設計業務委託:4,000千円	○		通行可	
51	産業建設課	泉	道路	宮の崎線	土砂流出 L=30m	200		200				通行可	
52	産業建設課	泉	道路	宮の崎線	土砂流出 L=100m	600		600				通行可	
53	産業建設課	泉	道路	尾の上・竹の道	土砂流出 L=30m	600		600				通行可	
54	産業建設課	泉	道路	白木平線	土砂流出 L=50m	600		600				通行可	
55	産業建設課	泉	道路	中尾線	土砂流出 L=10m	300		300				通行可	
56	産業建設課	泉	道路	定野線	横断溝閉塞L=5m 側溝閉塞L=20m	400		400				通行可	
57	産業建設課	泉	道路	西の岩線	土砂流出 L=5m	200		200				通行可	
58	産業建設課	泉	道路	西の岩線	土砂流出 L=10m	300		300				通行可	
59	産業建設課	泉	道路	攻線	土砂流出 L=10m	300		300				通行可	
60	産業建設課	泉	道路	攻線	路肩崩壊 L=5m	500		500				通行可	
61	産業建設課	泉	道路	攻線	土砂流出 L=10m	300		300				通行可	
62	産業建設課	泉	道路	攻線	側溝閉塞 L=50m	300		300				通行可	
63	産業建設課	泉	道路	攻線	側溝閉塞 L=50m	300		300				通行可	
64	産業建設課	泉	道路	攻線	横断溝閉塞L=5m	500		500				通行可	
65	産業建設課	泉	道路	腰越・平線	土砂流出 L=10m	600		600				通行可	
66	産業建設課	泉	道路	八八重・四方田線	路肩崩壊 L=2m	500		500				通行可	
67	産業建設課	泉	道路	朴の木線	倒木 N=1本	300		300				通行可	
68	産業建設課	泉	道路	朴の木線	落石ネット石堆積 L=5m	600		600				通行可	
69	産業建設課	泉	道路	朴の木線	土砂流出 L=10m	600		600				通行可	
70	産業建設課	泉	道路	朴の木線	土砂流出 L=10m	600		600				通行可	
71	産業建設課	泉	道路	朴の木線	土砂流出 L=10m	600		600				通行可	
72	産業建設課	泉	道路	二重～井出線	石積崩壊 L=5m	600		600				通行可	
73	産業建設課	泉	道路	打越・永原線	土砂流出 L=10m	600		600				通行可	
74	産業建設課	泉	道路	打越・永原線	土砂流出 L=5m	100		100				通行可	
75	産業建設課	泉	道路	打越・永原線	横断溝閉塞L=5m	100		100				通行可	
76	産業建設課	泉	道路	桂原線	土砂流出 L=20m	600		600				運行止 迂回路あり	
77	産業建設課	泉	道路	桂原線	倒木撤去	600		600				運行止 迂回路あり	
78	産業建設課	泉	道路	桂原線	法面崩壊 L=20m	34,200	34,200		応急工事費:1,200千円 工事費:30,000千円 測量設計業務委託:3,000千円	○	○	通行可	
79	産業建設課	泉	道路	永原地内里道(その1)	道路崩壊 L=20m	600		600				通行可	
80	産業建設課	泉	道路	永原地内里道(その2)	道路崩壊 L=20m	600		600				通行可	
81	産業建設課	泉	道路	永原地内里道(その3)	道路崩壊 L=20m	600		600				通行可	
82	産業建設課	泉	道路	南川内線	土砂流出 L=5m	200		200				通行可	
83	産業建設課	泉	道路	南川内線	土砂流出 L=5m	200		200				通行可	
84	産業建設課	泉	道路	南川内線	土砂流出 L=10m	300		300				通行可	
泉 管内内訳						82箇所	274,700	243,300	31,400		8	5	泉運行止 ⇒3箇所
道路施設 計						315箇所	841,800	536,300	305,500		124	98	合計3箇所

建設部 被害報告内訳(下水道)【下水道建設課】

番号	課がい名	事務所名	区分	下水道施設名	被災状況	被災額 (千円)	補助事業費 (千円)	単独事業費 (千円)	備考	通行止
1	下水道建設課	本庁	下水道	【八代処理区】(郡築三番町)	特殊マンホール調整リング破損 N=1 舗装破損 A=50m ²	1,400	1,400	0	補助率:66.7% 起債:充当率100% 災害復旧事業債(補助災害)	— (9/24解除)
2	下水道建設課	本庁	下水道	【八代処理区】(郡築三番町)	特殊マンホール調整リング破損 N=1 舗装破損 A=80m ²	2,600	2,600	0	シルバーハウス 花桜前 補助率:66.7% 起債:充当率100% 災害復旧事業債(補助災害)	— (9/24解除)
3	下水道建設課	本庁	都市下水道	【宮地都市下水道】(宮地町)	都市下水道管理用道路土砂堆積 L=230m	500	0	500	宮地さくら保育園 起債:充当率100% 小災害復旧事業(激基)	—
4	下水道建設課	本庁	下水道	【八代処理区】(郡築三番町)	災害復旧事業査定設計委託	1,000	0	1,000	起債:充当率100% 災害復旧事業債(補助災害)	—
5	下水道建設課	本庁	下水道	【八代処理区】(田中西町)	北部中央雨水調整池電灯設備故障 N=1	9,000	0	9,000	起債:充当率100% 一般単独災害復旧事業 小災害復旧事業(激基)	—
6	下水道建設課	本庁	下水道	【八代処理区】(新開町)	中央雨水ポンプ場除塵機ケーブル地絡 N=1	4,500	0	4,500	起債:充当率100% 一般単独災害復旧事業 小災害復旧事業(激基)	—
7	下水道建設課	本庁	下水道	【八代処理区】(新開町)	中央中継ポンプ場流入渠水位計故障 N=1	300	0	300	起債:充当率100% 一般単独災害復旧事業 小災害復旧事業(激基)	—
本庁 管内内訳						6箇所	19,300	4,000	15,300	
下水道建設課	鏡	下水道								
鏡 管内内訳						0箇所	0	0	0	
1	下水道建設課	千丁	下水道	【千丁処理区】(千丁町)	マンホールポンプ故障N=1 (水位計・通報装置)	4,300	4,300	0	新牟田1第2 補助率:66.7% 起債:充当率100% 災害復旧事業債(補助災害)	—
2	下水道建設課	千丁	下水道	【千丁処理区】(千丁町)	マンホールポンプ故障N=1 (水位計)	2,900	2,900	0	新牟田1第3 補助率:66.7% 起債:充当率100% 災害復旧事業債(補助災害)	—
3	下水道建設課	千丁	下水道	【千丁処理区】(千丁町)	マンホールポンプ故障N=1 (水位計)	2,500	2,500	0	西牟田上第1 補助率:66.7% 起債:充当率100% 災害復旧事業債(補助災害)	—
4	下水道建設課	千丁	下水道	【千丁処理区】(千丁町)	マンホールポンプ故障N=1 (水位計・通報装置)	4,300	4,300	0	古閑出2 補助率:66.7% 起債:充当率100% 災害復旧事業債(補助災害)	—
5	下水道建設課	千丁	下水道	【千丁処理区】(千丁町)	災害復旧事業査定設計委託	1,000	0	1,000	起債:充当率100% 災害復旧事業債(補助災害)	—
6	下水道建設課	千丁	下水道	【千丁処理区】(千丁町)	被災証明書発行業務委託	1,600	0	1,600		—
千丁 管内内訳						4箇所	16,800	14,000	2,800	
下水道建設課	東陽	農業集落排水								
東陽 管内内訳						0箇所	0	0	0	
1	下水道建設課	泉	農業集落排水	【下岳】(泉町下岳 草谷公園付近)	下水道管破断流出 L=10m	700	700	0	県道小川泉線崩落による。 起債: 災害関連公営企業債:100%	回復旧済
2	下水道建設課	泉	農業集落排水	【下岳】(泉町下岳 草谷公園付近)	マンホールポンプ故障 N=1 (ポンプ更新・操作盤更新)	8,600	8,600	0	起債: 災害関連公営企業債:100%	—
3	下水道建設課	泉	農業集落排水	【下岳】(泉町下岳 草谷公園付近)	マンホールポンプ故障に伴うバキューム 車対応 仮設ポンプ及び仮設操作盤の設置	8,000	8,000	0	補助率:50% 起債:充当率100% 災害復旧事業債(公営企業債)	—
4	下水道建設課	泉	農業集落排水	【下岳】(泉町下岳 矢山地区)	下水道管破断流出 L=10m	800	800	0	市道矢山線崩落による。 起債: 一般単独災害復旧事業:65% 小災害復旧事業(激基):80%	通行止
5	下水道建設課	泉	農業集落排水	【下岳】(泉町下岳 草谷公園付近)	災害復旧事業査定設計委託	3,000	0	3,000	起債: 災害関連公営企業債:100%	—
6	下水道建設課	泉	農業集落排水	【下岳】(泉町下岳 草谷公園付近)	被災証明書発行業務委託	400	0	400		—
泉 管内内訳						3箇所	21,500	18,100	3,400	
下水道施設 計						13箇所	57,400	36,100	21,300	